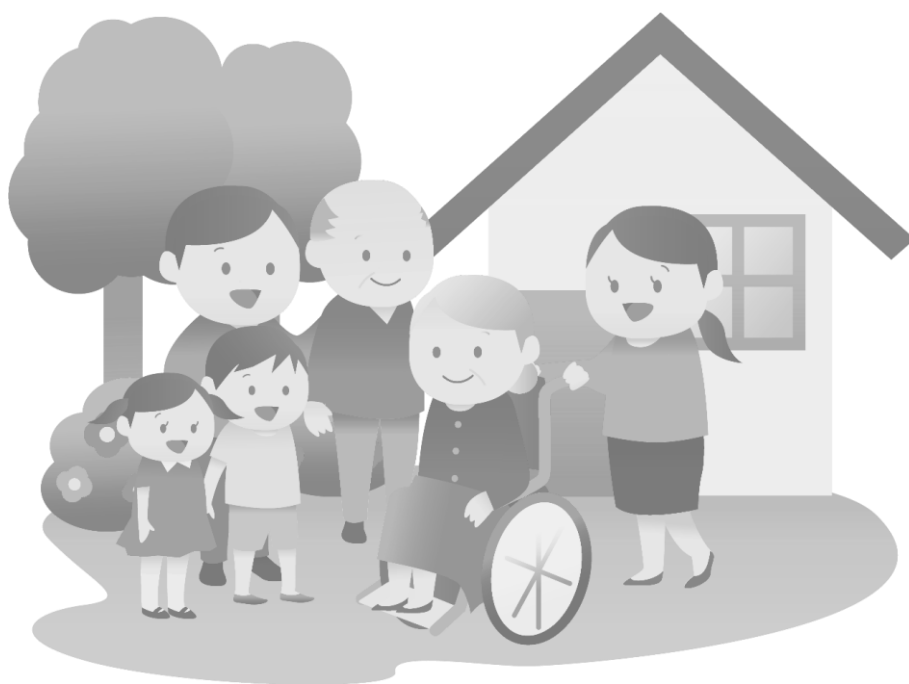


七ヶ宿町
第4期障がい者計画・第6期障がい福祉
計画・第2期障がい児福祉計画



令和3年3月

七ヶ宿町

はじめに



近年、わが国全体の高齢化に伴い、障がいのある高齢者数も増加しているなか、壮年期・高齢期を迎え、親亡き後を見据えた障がいのある人の生活のあり方が課題となっています。また、少子化が進む一方で、病気や発達の遅れ、障がいのある子どもなど、援助を必要とする子どもへの支援が問題となっています。

こうした障がいのある人や子どもを取り巻く新たな課題に対応するために、国では障害者基本法や障害者総合支援法の改正をはじめ、障害者差別解消法の制定、平成30年度からは障がい児支援のための環境整備等に取り組んできています。

本町では、平成19年3月に「七ヶ宿町障がい者計画・障がい福祉計画」を策定して以来、「だれもが快適に、自分らしく生活できる、支え合いのまちづくり」を基本理念として、必要な改定を積み重ねながら、時代に応じた障がい者支援対策の充実に努めて参りました。

また、障害者差別解消法を基に、「障がいのある人もない人もお互いにその人らしさを認め合いながら共に生きること」を目指して合理的配慮の取り組みも進めてきております。

この「第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」においては、本町における障害福祉サービスの提供体制の確保や相談支援及び地域生活支援事業さらなる充実に努めるとともに、障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく生きることのできる「共生社会」の実現を、引き続き推進して参りますので、町民の皆様の一層のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、本計画の策定にあたっては、七ヶ宿町障がい者計画（障がい福祉計画）策定委員会の皆様、関係各位に貴重なご意見をいただき、心から御礼申し上げます。

令和3年3月

七ヶ宿町長 小 関 幸 一



《 目 次 》

第1章 総論	1
第1節 計画策定にあたって	2
第2節 障がいのある人を取り巻く状況	7
第3節 計画の理念と体系	24
第2章 第4期障がい者計画	27
第1節 保健・医療の推進	28
第2節 保育・教育の充実	31
第3節 雇用・就業、経済的自立の支援	33
第4節 自立生活に向けた支援の充実	35
第5節 生活環境の整備	38
第6節 障がいへの理解・権利擁護の推進	42
第3章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画	45
第1節 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の国の基本方針	46
第2節 計画の成果目標	48
第3節 障がい福祉サービスの見込み量確保の方策	57
第4節 障がい児福祉サービスの見込み量と確保の方策	71
第4章 計画の推進	75
第1節 庁内推進体制の整備	76
第2節 国・県・近隣市町村との連携	76
第3節 計画の進行管理	76
第4節 計画の達成状況の点検と評価	76
資料編	77
◆七ヶ宿町障がい者計画（障がい福祉計画）策定委員会設置要綱	78
◆七ヶ宿町障がい者計画（障がい福祉計画）策定委員会委員名簿	80
◆用語説明	81





第1章 総論





第1節 計画策定にあたって

1 策定の背景・趣旨

人口の高齢化が進み、総人口の半数近くが65歳以上の高齢者となっている本町では、高年齢期に新たな病気等で障がいを持つ方や、障がいのある人自身またその家族の高齢化も進んでいます。そして、壮年期・高齢期を迎え、親亡き後を見据えた障がいのある人の生活のあり方が課題となっています。

本町では、これまで、ノーマライゼーションの理念のもと、障害者基本法に基づく「七ヶ宿町障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を策定し、障がいのあるなしにかかわらず住み慣れた地域の中で自立し、自分らしく暮らせる地域社会づくりを推進してきました。

「障がい者計画」では、障がいのある人の生活を社会全般にわたってよりよいものとするように努め、3年ごとにサービスの目標量を定める「障がい福祉計画」では、これまで5期にわたり計画を推進し、本町における障害福祉サービスの提供体制の確保や相談支援及び地域生活支援事業の拡充を図ってきました。

さらに、平成30年度からは、新たに児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を策定し、障がい児支援のための環境整備等に取り組んできています。

今回、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」の計画期間の終了に伴い計画の推進状況を確認しつつ、新たな目標値の設定の見直しを行いました。

「障がい者計画」については、国の「第4次障害者基本計画」に基づき、障がいのある人がその能力を最大限発揮して自己実現できるよう共生社会の実現に向けた取り組みを推進していきます。

本計画は、七ヶ宿町に住むすべての障がいのある人や家族が、安心して自分らしく暮らせる福祉のまちづくりを目指していくための計画であり、行政と町民、関係団体、関係機関が一体となって推進するための指針として策定したものです。

※ 本文中の「障害」の「害」は、法律・政令、固有名称などで定められている表記については「害」を使用していますが、それ以外に部分についてはひらがな表記の「がい」で統一しています。

2 計画の法的位置付け

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定めた「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法（第 33 条の 20 第 1 項）に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

	法的位置づけ	計画の役割
障がい者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」	障害福祉施策の最も基本的な理念と事業を展開する指針を明らかにするもの。
障がい福祉計画	障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」	障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策などを示すもの。
障がい児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」	「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体化して策定するもの。

◇障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第 11 条 （略）

2 （略）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◇障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

◇児童福祉法（抜粋）

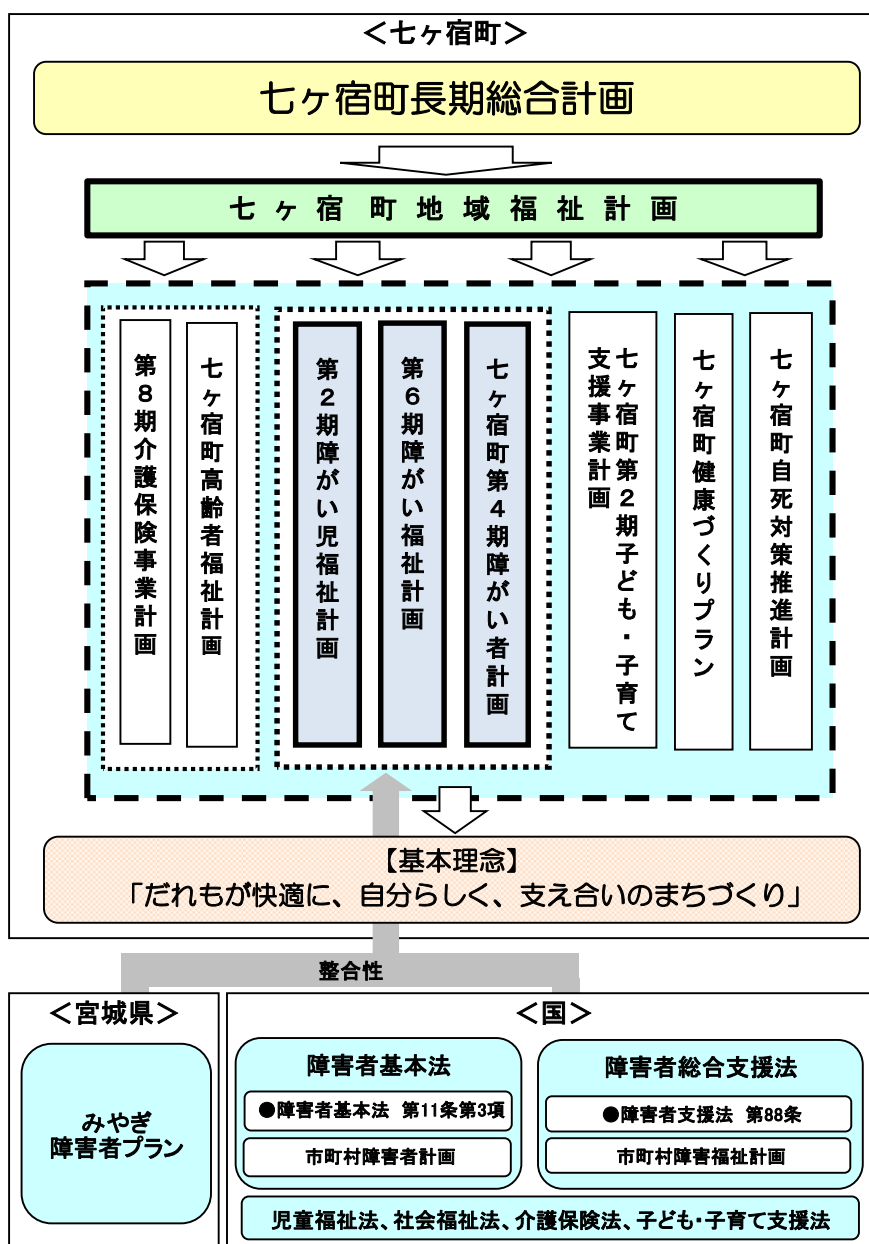
第 9 節 障害児福祉計画

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 関連計画との関係

本計画は国や県の関連計画の考え方を踏まえるとともに、本町の目指す町づくりの指針となる「七ヶ宿町長期総合計画」及び地域福祉の理念を定める「七ヶ宿町地域福祉計画」、その他福祉分野の関連計画である「七ヶ宿町第2期子ども・子育て支援事業計画」、「七ヶ宿町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」等他計画との整合性を図りつつ策定したものです。

■法律および他計画との位置関係



4 計画の対象

本計画は、障害者基本法に基づき、身体障がい、知的障がいまたは精神障がいがあるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人を対象とします。

また、発達障害者支援法で規定する発達障がいのある人や、いわゆる高次脳機能障がいのある人、難病により長期にわたり日常生活上の支障がある人も対象とします。

5 計画の期間

本計画の期間は、障害者基本法に基づく第4期障がい者計画を平成30年度から令和5年度までの6年間、障害者総合支援法に基づく第6期障がい福祉計画を令和3年度から令和5年度までの3年間、児童福祉法に基づく第2期障がい児福祉計画を令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

本計画の期間については、法改正等の国の動向、その他社会経済状況の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。

◆本計画期間および関連計画期間

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
七ヶ宿町障がい者計画	第4期計画						第5期計画		
障がい福祉計画	第5期計画		第6期計画			第7期計画			
障がい児福祉計画	第1期計画		第2期計画			第3期計画			
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期計画		第8期計画			第9期計画			
子ども・子育て支援事業計画	第1期計画	第2期計画					第3期計画		
健康づくりプラン	第1期計画			第2期計画					
自死対策推進計画	第1期計画								
地域福祉計画	第1期計画						次期		
新世紀 七ヶ宿町長期総合計画	第6次 七ヶ宿町長期総合計画								

6 障害保健福祉圏域

広域的に利用される障がい福祉サービスの提供体制を整備するため、宮城県では、「障害保健福祉圏域」を設定しています。

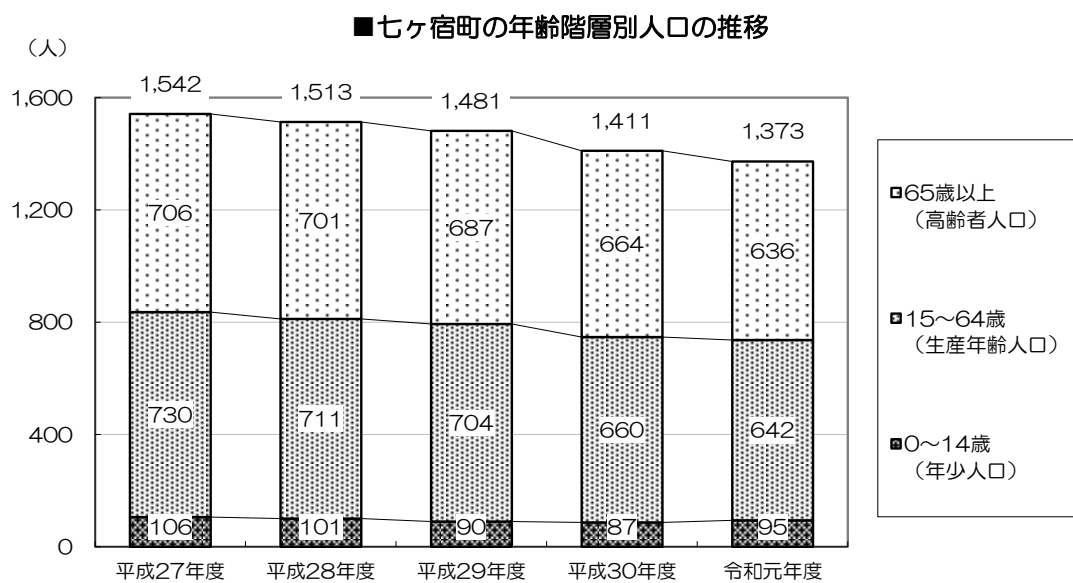
本町は、白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町の2市7町で構成されている「障害保健福祉圏域仙南圏」に属しており、「圏域ビジョン」（障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービスの基盤整備の方針）を踏まえつつ、周辺市町との連携のもとでサービスの充実に努めます。



第2節 障がいのある人を取り巻く状況

1 総人口の推移

本町の総人口は減少傾向が続いており、令和元年度は1,373人とこれまでで最も少なく、年齢3区分別のそれぞれの年代で人口が減少しています。また、65歳以上の高齢者の割合が年少人口を除く全体の半数近くを占めています。



■年齢階層（3区分）別人口の推移

単位：人

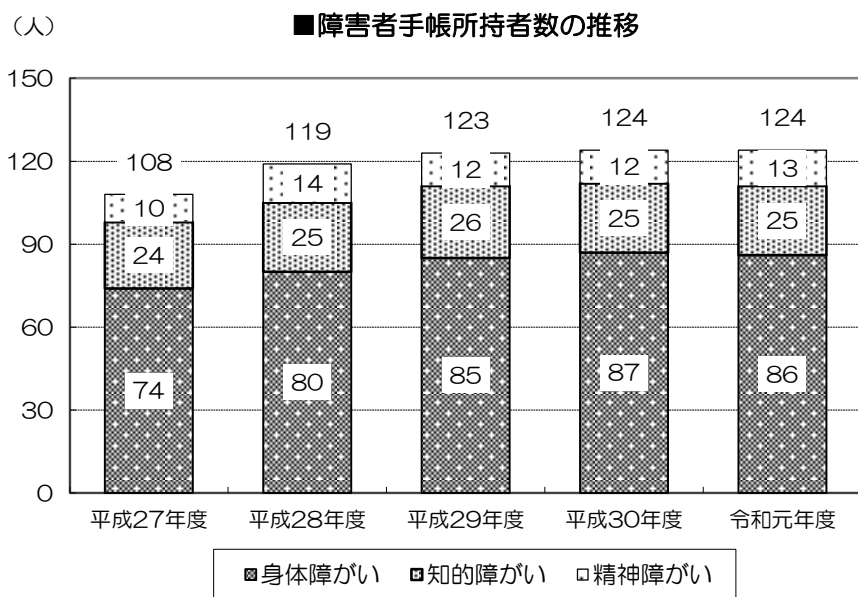
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0~14歳（年少人口）	106	101	90	87	95
15~64歳（生産年齢人口）	730	711	704	660	642
65歳以上（高齢者人口）	706	701	687	664	636
合計	1,542	1,513	1,481	1,411	1,373

資料：住民基本台帳（各年度末現在）

2 障害者手帳所持者数の推移

本町の障害手帳所持者数は令和元年度現在で 124 人となっていますが、これは町の総人口の 1 割近くにも相当します。

また、平成 29 年度以降は横ばいで推移しており、内訳は身体障がい（身体障害者手帳所持者）が全体のほぼ 7 割、知的障がい（療育手帳所持者）が約 2 割、精神障がい（精神障害者保健福祉手帳所持者）が約 1 割となっています。



■障害者手帳所持者数の推移

単位：人（％）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体障がい者	74	80	85	87	86 (69.4)
知的障がい者	24	25	26	25	25 (20.2)
精神障がい者	10	14	12	12	13 (10.5)
合計	108	119	123	124	124 (100)

資料：健康福祉課（各年度末現在）

※ただし複数の手帳を所持している場合も重複して計上している。

3 身体障がいのある人の状況

(1) 種類別身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者の障害種別では、令和元年度で「肢体不自由」が54.7%と半数以上、次いで「内部障害」が38.4%となっています。近年では「内部障害」の割合が増加傾向にあります。

■種類別身体障害者手帳所持者の状況

単位：人（%）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
肢体不自由	49	50	51	48	47(54.7%)
内部障害	20	25	29	33	33(38.4%)
聴覚・平衡機能障害	3	3	3	3	3(3.5%)
視覚障害	1	1	1	2	2(2.3%)
音声・言語機能障害	1	1	1	1	1(1.2%)
総数	74	80	85	87	86(100.0%)

資料：健康福祉課（各年度末現在）

(2) 等級別身体障害者手帳所持者の状況

身体障がいのある人の等級別では、令和元年度で「1級」が38.4%と最も多く、次いで「3級」及び「4級」が16.3%などとなっています。また、「1級」と「2級」をあわせた重度の人が、全体の約半数となっています。

■等級別身体障害者手帳所持者の状況

単位：人（%）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	21	25	30	35	33(38.4%)
2級	13	13	13	12	11(12.8%)
3級	14	15	14	13	14(16.3%)
4級	13	14	14	14	14(16.3%)
5級	8	8	9	8	9(10.5%)
6級	5	5	5	5	5(5.8%)
総数	74	80	85	87	86(100.0%)

資料：健康福祉課（各年度末現在）

(3) 年齢別身体障害者手帳所持者の状況

身体障がいのある人の年齢は、令和元年度で86人中74人が65歳以上となっており、その割合は総数の86.0%に達しています。

■年齢別身体障害者手帳所持者の状況

単位：人（%）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0～17歳	0	0	0	0	0 (0.0%)
18～39歳	2	2	2	2	2 (2.3%)
40～64歳	11	11	10	9	10 (11.6%)
65歳以上	61	67	73	76	74 (86.0%)
総数	74	80	85	87	86 (100.0%)

資料：健康福祉課（各年度末現在）

4 知的障がいのある人の状況

(1) 判定別療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、令和元年度現在で25人と近年は横ばいで推移しています。また「療育手帳A」と「療育手帳B」の人数もほぼ等しくなっています。

■判定別療育手帳所持者の状況

単位：人（%）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
療育手帳A	12	12	12	12	12(48.0%)
療育手帳B	12	13	14	13	13(52.0%)
総数	24	25	26	25	25(100.0%)

資料：健康福祉課（各年度末現在）

(2) 年齢別療育手帳所持者の状況


療育手帳所持者の年齢は、令和元年度で、「40～64歳」が56.5%と半数以上を占め、次いで「18～39歳」が26.1%となっています。

■年齢別療育手帳所持者の状況

単位：人（%）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0～17歳	0	1	2	1	1(4.3%)
18～39歳	6	6	6	6	6(26.1%)
40～64歳	14	14	14	13	13(56.5%)
65歳以上	4	4	1	2	3(13.0%)
総数	24	25	23	22	23(100.0%)

資料：健康福祉課（各年度末現在）



5 精神障がいのある人の状況

(1) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の数はほぼ横ばいで推移しており、令和元年度現在で13人となっています。等級別では、「2級」が69.2%と多数を占めています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

単位：人（%）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1級	5	5	3	2	1(7.7%)
2級	2	5	8	8	9(69.2%)
3級	3	4	1	2	3(23.1%)
総数	10	14	12	12	13(100.0%)

資料：健康福祉課（各年度末現在）

(2) 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢は、令和元年度で「40～64歳」が53.8%と半数以上、次いで「18～39歳」が30.8%となっています。

■年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

単位：人（%）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0～17歳	0	0	0	0	0(0.0%)
18～39歳	2	2	3	4	4(30.8%)
40～64歳	6	9	6	6	7(53.8%)
65歳以上	2	3	3	2	2(15.4%)
総数	10	14	12	12	13(100.0%)

資料：健康福祉課（各年度末現在）

6 アンケート調査結果の概要

町内在住の障がいのある人の実態を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、平成29年10月に身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を対象としたアンケート調査を実施しました。以下に、その結果の概要について掲載します。

アンケート調査概要

1 調査地域

七ヶ宿町全域

2 調査対象

障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健手帳所持者他

3 調査方法

郵送による調査票配布・回収

4 調査期間

平成29年10月

5 回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
100人	68人	68.0%

6 調査項目

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 基本属性について | <input type="checkbox"/> 日常生活や仕事について |
| <input type="checkbox"/> 福祉サービスについて | <input type="checkbox"/> 情報・相談について |
| <input type="checkbox"/> 外出の状況と希望について | <input type="checkbox"/> 地域との関わりについて |
| <input type="checkbox"/> 障がい理解について | <input type="checkbox"/> 災害について |
| <input type="checkbox"/> 今後の希望について | |

7 調査結果の見方

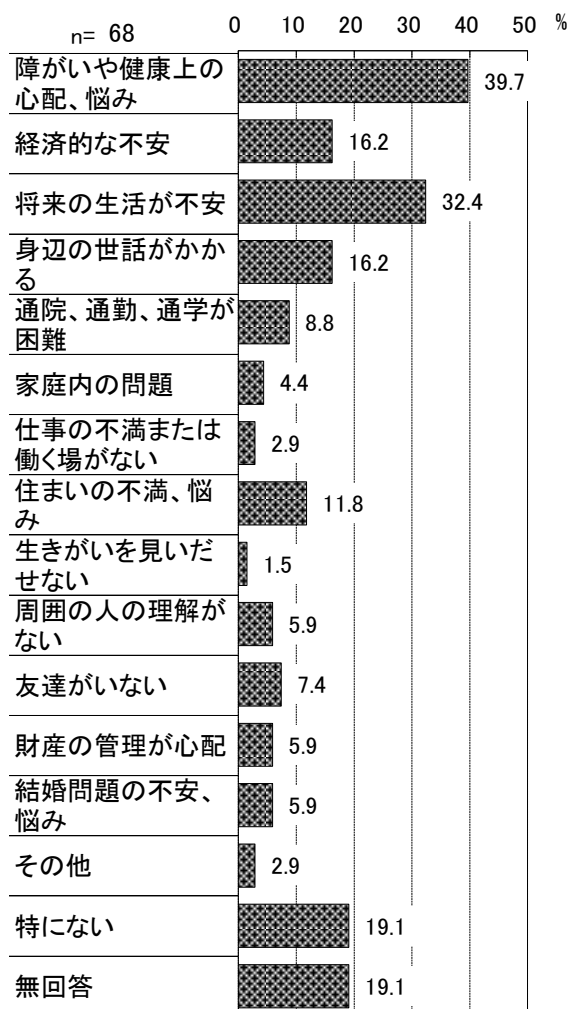
- 調査結果は、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで示しています。このため、百分比の合計が100%に満たない場合や上回る場合があります。
- 図表中のnは該当質問での回答者総数を表します。質問に対する回答は1つの場合や、いくつでもよい場合（複数回答）などがありますが、複数回答の場合、合計比率は100%を超える場合があります。
- 図表によっては「未記入」の表示を省略している場合があります。

(1) 保健・医療

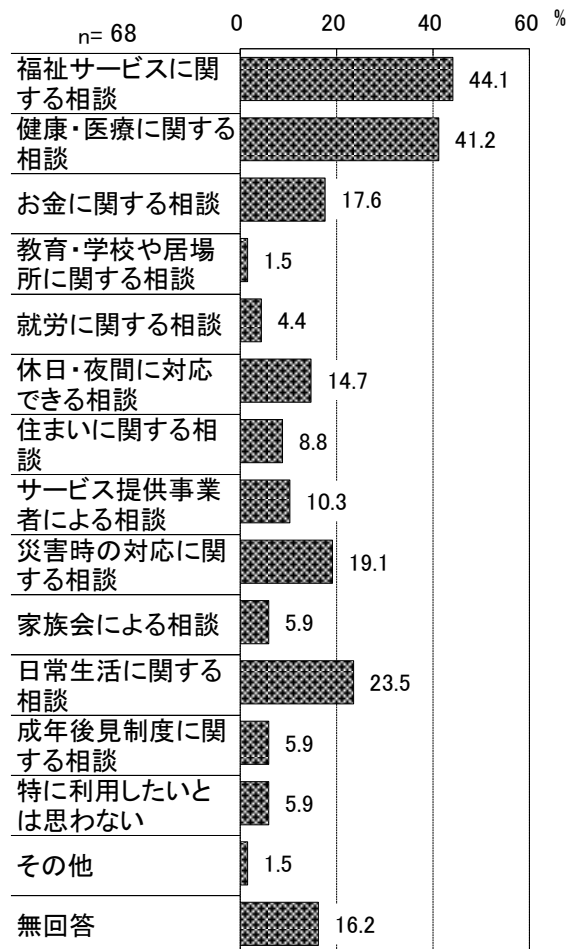
アンケート調査の結果によると、抱えている悩みや不安として、「障がいや健康上の心配、悩み」が最も多くなっています。また、充実すべき相談内容として、「健康・医療に関する相談」が2番目に多く、福祉サービスに関する相談とともに充実すべき相談のなかで割合が多くを占めています。

障がいのある人においては、健康相談の充実、日常的な健康管理に対する意識の向上に向けた取り組みが必要とされており、高齢になっても健康でいられるよう保健活動を充実させるとともに、安心して医療が受けられる体制づくりが重要です。

■抱えている悩みや不安



■充実すべき相談内容

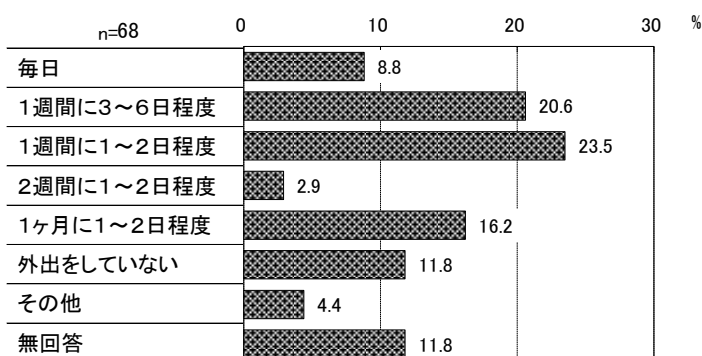


(2) 外出・日中活動

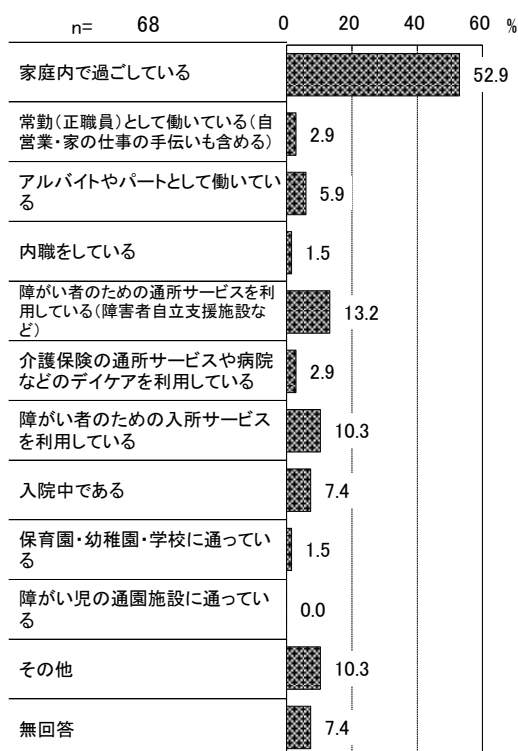
外出頻度については、「1週間に1～2日程度」が23.5%となっていますが、「外出をしていない」という方が11.8%となっています。また、日中の過ごし方についても「家庭内で過ごしている」方が52.9%となっており、外出の機会が少ない方が多くなっています。

外出時に不便なことについてみると、「道路・建物の段差や電車・バス等の乗り降りがたいへん」が25.0%、「気軽に利用できる移送手段が少ない（福祉タクシー等）」が14.7%となっています。移送手段の充実など外出しやすい環境づくりが求められます。

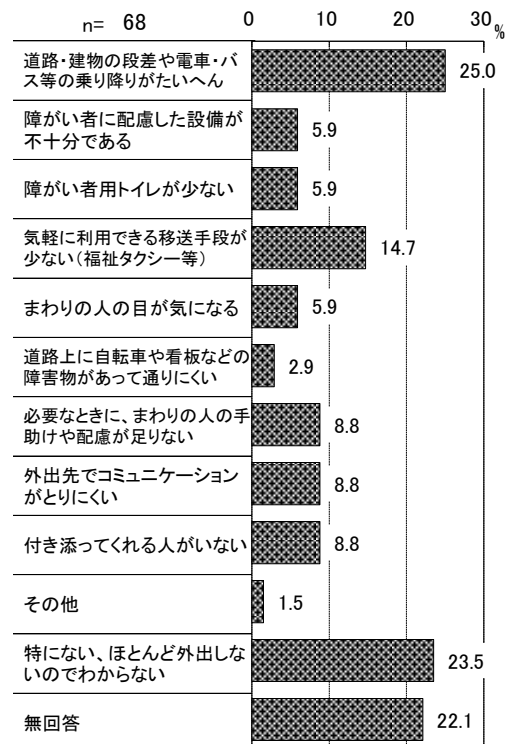
■外出頻度



■日中の過ごし方



■外出時に不便なこと



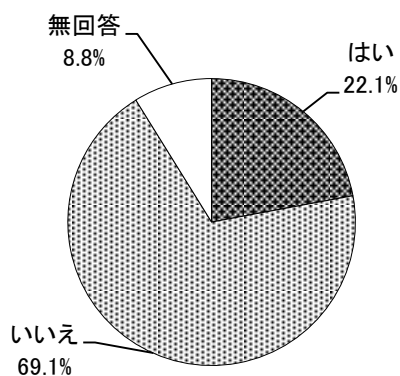
(3) 就労について

就労状況については、現在、仕事をしている方は22.1%となっており、仕事の種類については、「障害者自立支援施設など」が40.0%、「臨時・パート・アルバイトなど」が26.7%、「農業・林業・漁業（家族従業を含む）」が20.0%などとなっています。

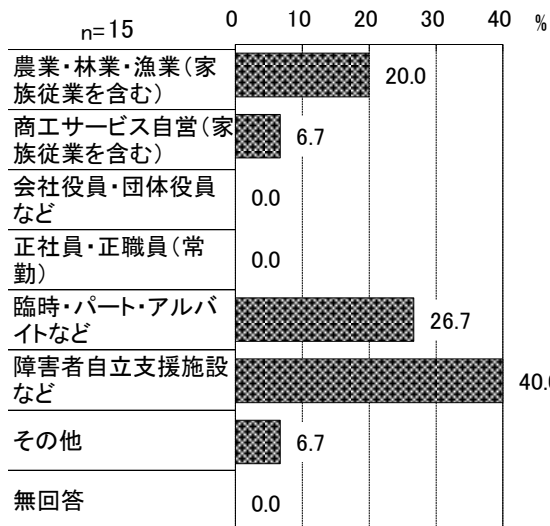
仕事をするうえで必要な環境については、「障がいにあった仕事であること」と「周囲が自分を理解してくれること」が多くなっています。

■現在、仕事をしているか

n = 68

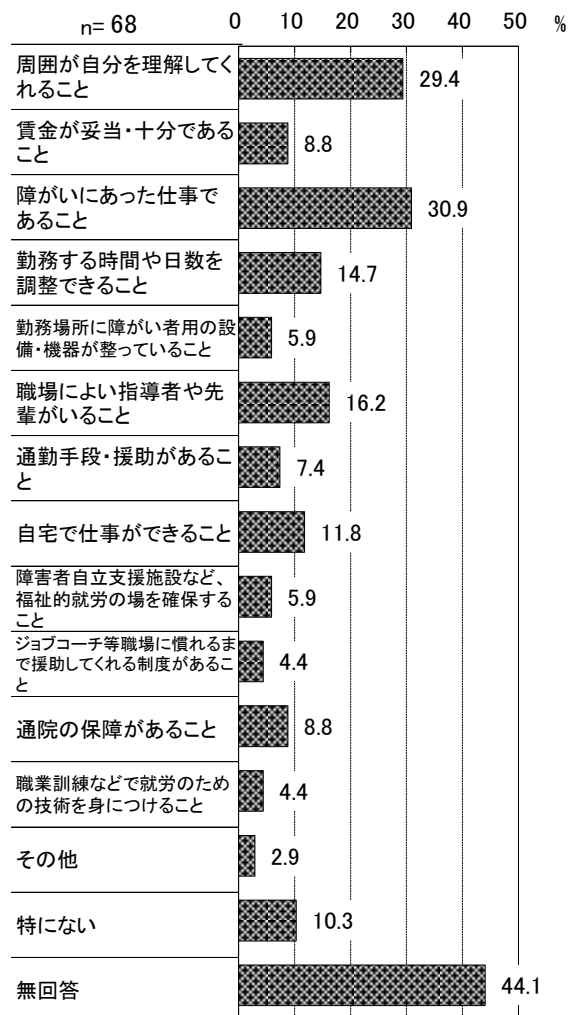


■仕事の種類



■仕事をするうえで必要な環境

n = 68

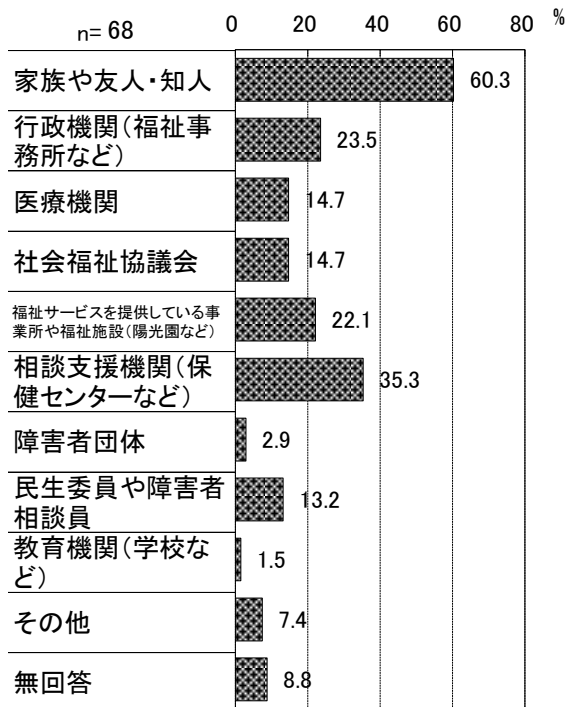


(4) 相談・情報提供

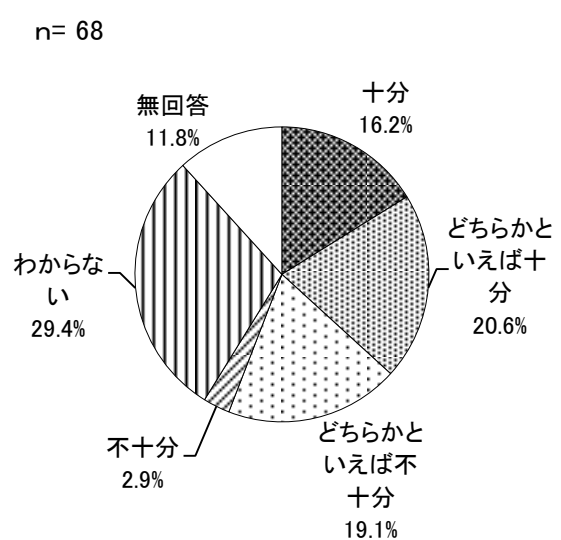
困ったときの相談相手については、「家族や友人・知人」が60.3%と最も多く、次いで「行政機関（福祉事務所など）」と「相談支援機関（保健センターなど）」を合わせた公的機関が58.8%、「福祉サービスを提供している事業所や福祉施設（陽光園など）」が22.1%などとなっています。

また、福祉に関する情報を十分に入手できているかについては、「どちらかといえば十分」と「十分」を合わせると36.8%と十分と感じている人が多くなっていますが、今後も相談体制、情報提供体制の更なる整備が求められます。

■困ったときの相談相手



■福祉に関する情報を十分に入手できているか

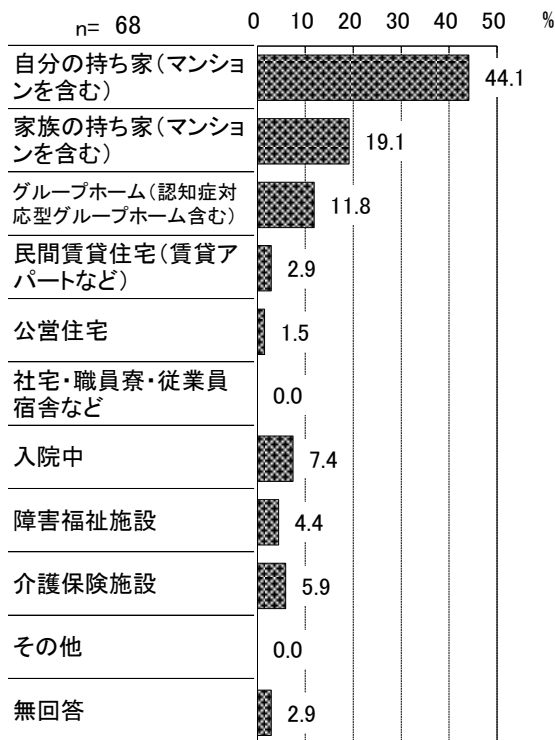


(5) 生活環境

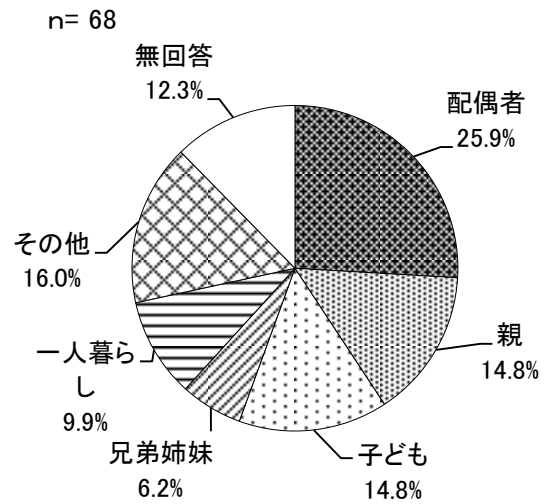
住まいの形態については、町の特徴として、持ち家率が高く、本アンケートでも「自分の持ち家（マンションを含む）」と「家族の持ち家（マンションを含む）」を合わせると全体の63.2%となっています。

同居家族については、「配偶者」が最も多く、「親」「子ども」が続いています。また、「一人暮らし」は9.9%となっています。

■住まいの形態



■同居家族



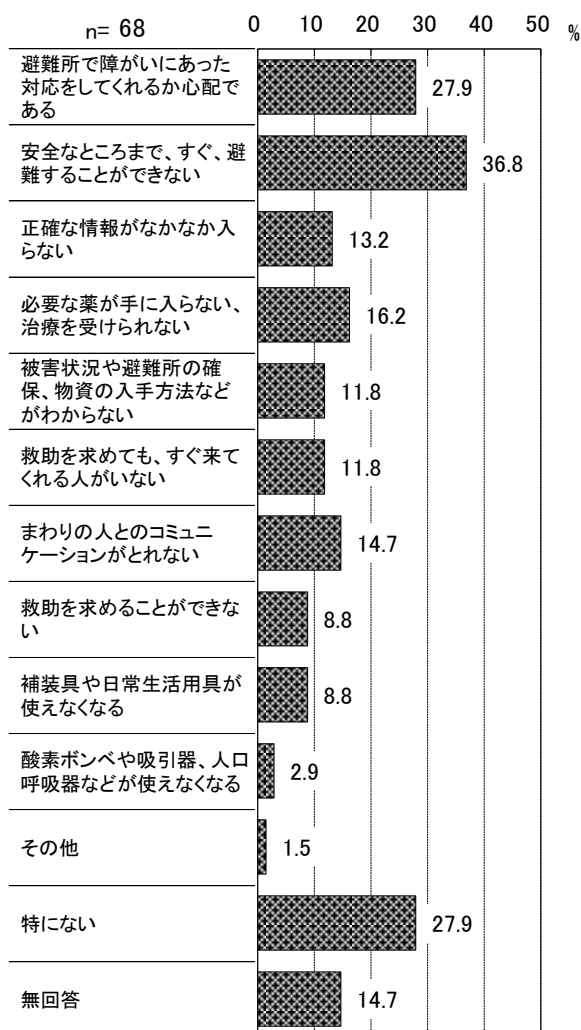
(6) 災害時の対応

災害時に不安なことについては、「安全なところまで、すぐ、避難することができない」が36.8%と最も多く、次いで「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」が27.9%、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が16.2%と多くなっています。

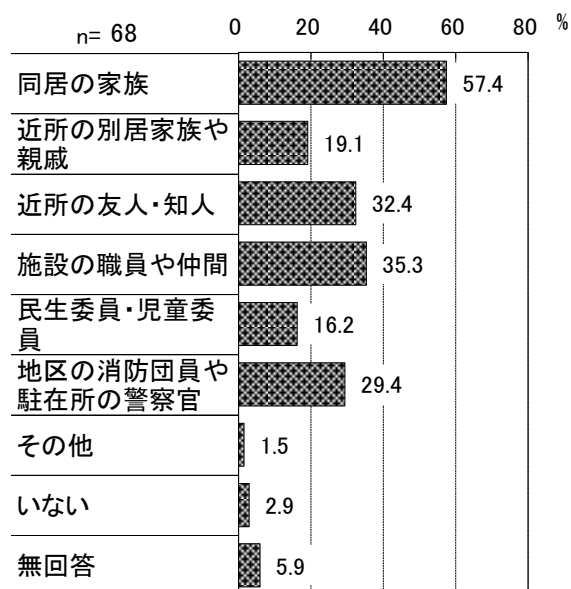
災害対策として、地域における緊急通報システム、災害時における情報提供体制の整備等事前の体制整備、バリアフリー等障がいのある人に配慮した避難所や避難誘導体制の整備等避難時や避難後における配慮が必要と考えられます。

また、災害時に頼れる人については、「同居の家族」が57.4%となっています。

■災害時に不安なこと



■災害時に頼れる人



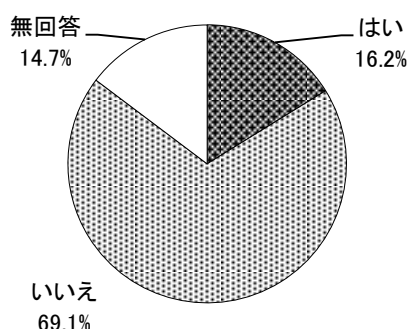
(7) 障がいへの理解

障がいがあることで差別的な扱いを受けた経験のある方は16.2%となっています。

その内容については、「住んでいる家の周りの人達から、差別的な扱いをされたこと」が最も多く、次いで「入所・通所している施設の職員の対応で不愉快な思いをしたこと」があげられています。障害者差別解消法が制定されて、理解促進や障がいのある人の理解に向けた一層の広報・啓発活動が重要と考えられます。

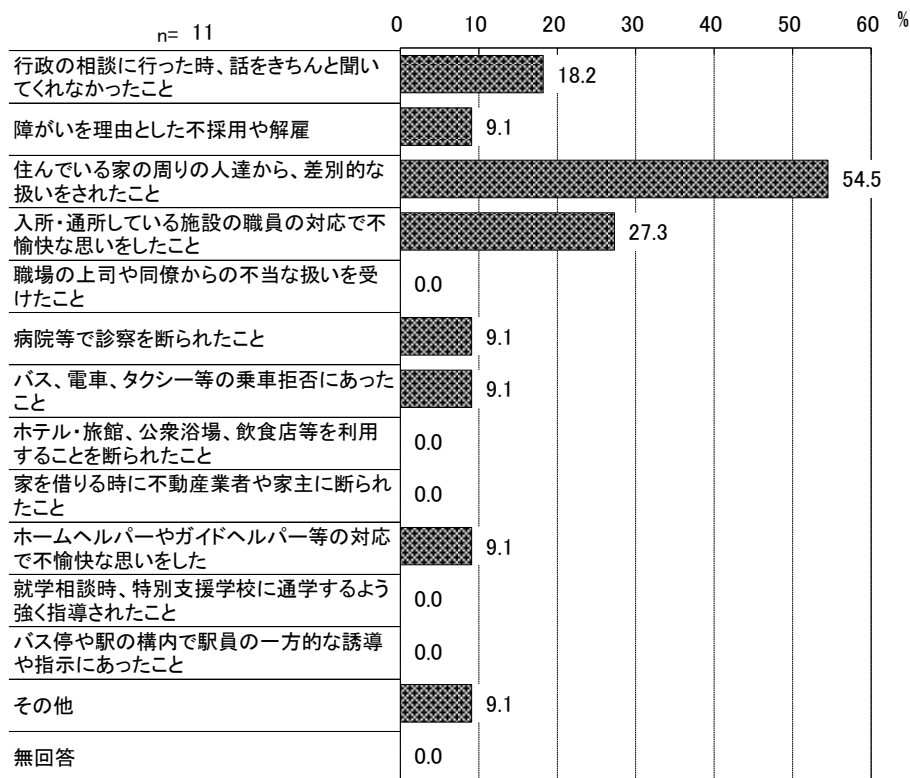
■障がいがあることで差別的な扱いを受けた経験

n= 68



■差別的な扱いの内容

n= 11

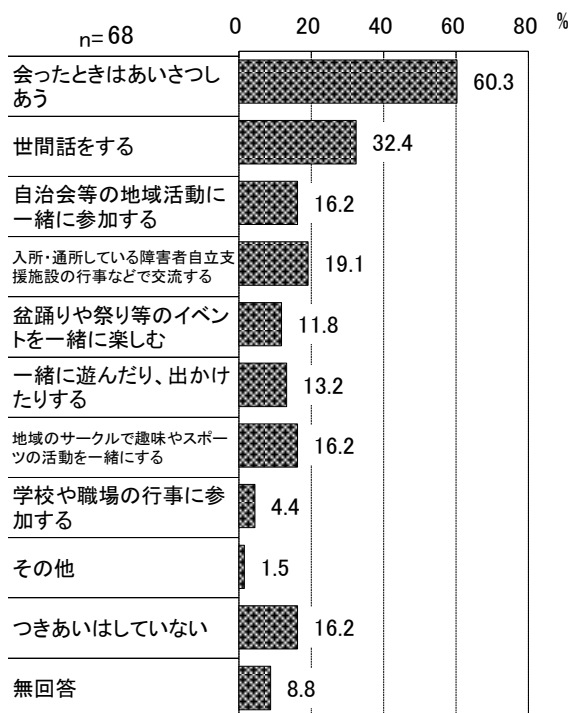


(8) 地域交流

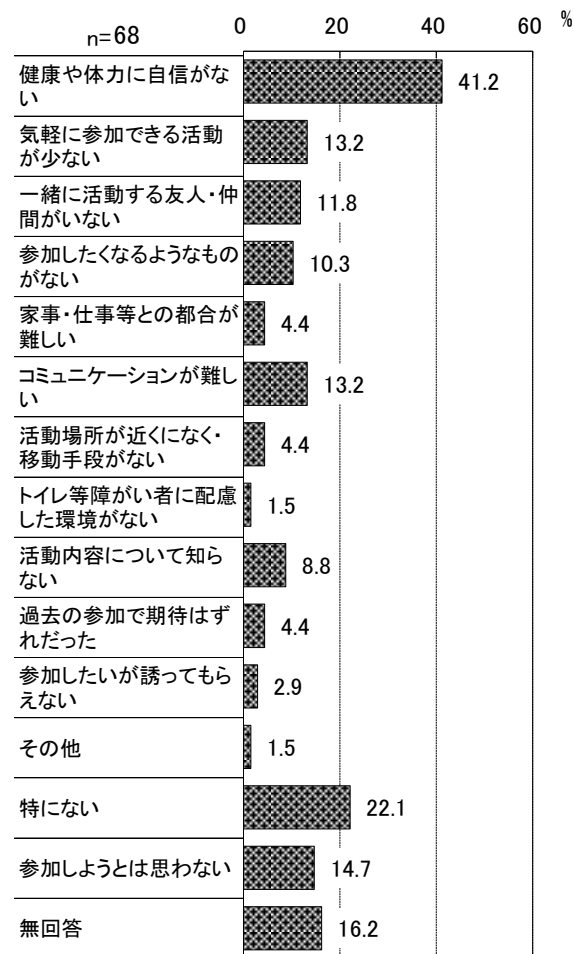
隣近所の人と「会ったときはあいさつしあう」方は60.3%、「世間話をする」方は32.4%、「入所・通所している障がい者自立支援施設の行事などで交流する」が19.1%、「自治会等の地域活動と一緒に参加する」16.2%となっており、大部分の方が隣近所とのつながりをもっていることがうかがえる一方、「つきあいはしていない」と回答した方が16.2%となっています。

また、地域活動を行うに当たって妨げになることについては、「健康や体力に自身がない」が41.2%と最も多く、「気軽に参加できる活動が少ない」「コミュニケーションが難しい」「一緒に活動する友人・仲間がない」「参加したくなるようなものがない」と回答した方も10%を超えています。

■ 地域との関わり



■ 地域活動を行うに当たって妨げになること

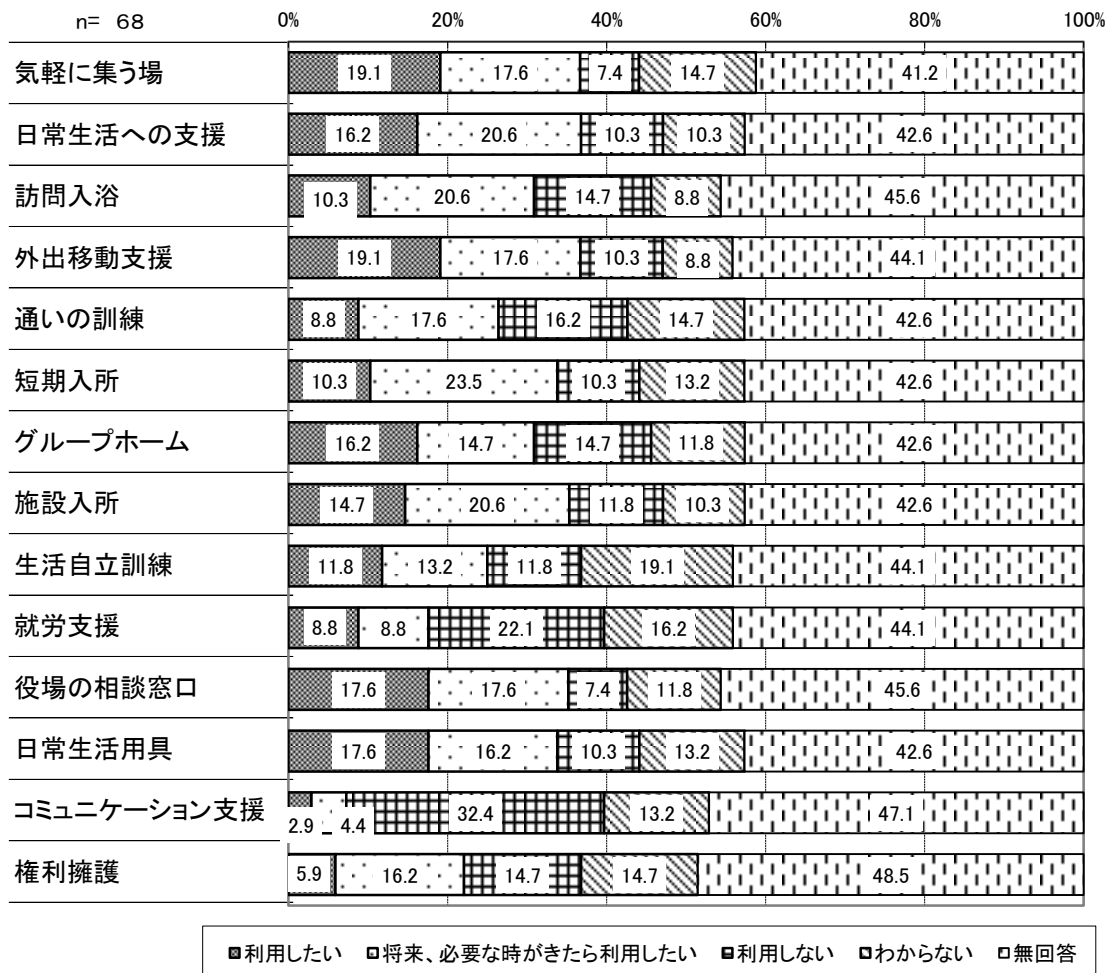


(9) 福祉サービスの利用希望

福祉サービスの利用希望については、「利用したい」でみると“気軽に集う場”と“外出移動支援”のそれぞれが19.1%と他のサービスに比べて割合が高くなっています。

また、「利用したい」と「将来、必要な時がきたら利用したい」を合わせた『利用したい』でみると“日常生活への支援”が36.8%と最も多く、次いで“気軽に集う場”、“外出移動支援”のそれぞれが36.7%、“施設入所”、“役場の相談窓口”、短期入所”“日常生活用具”などが30%以上となっています。

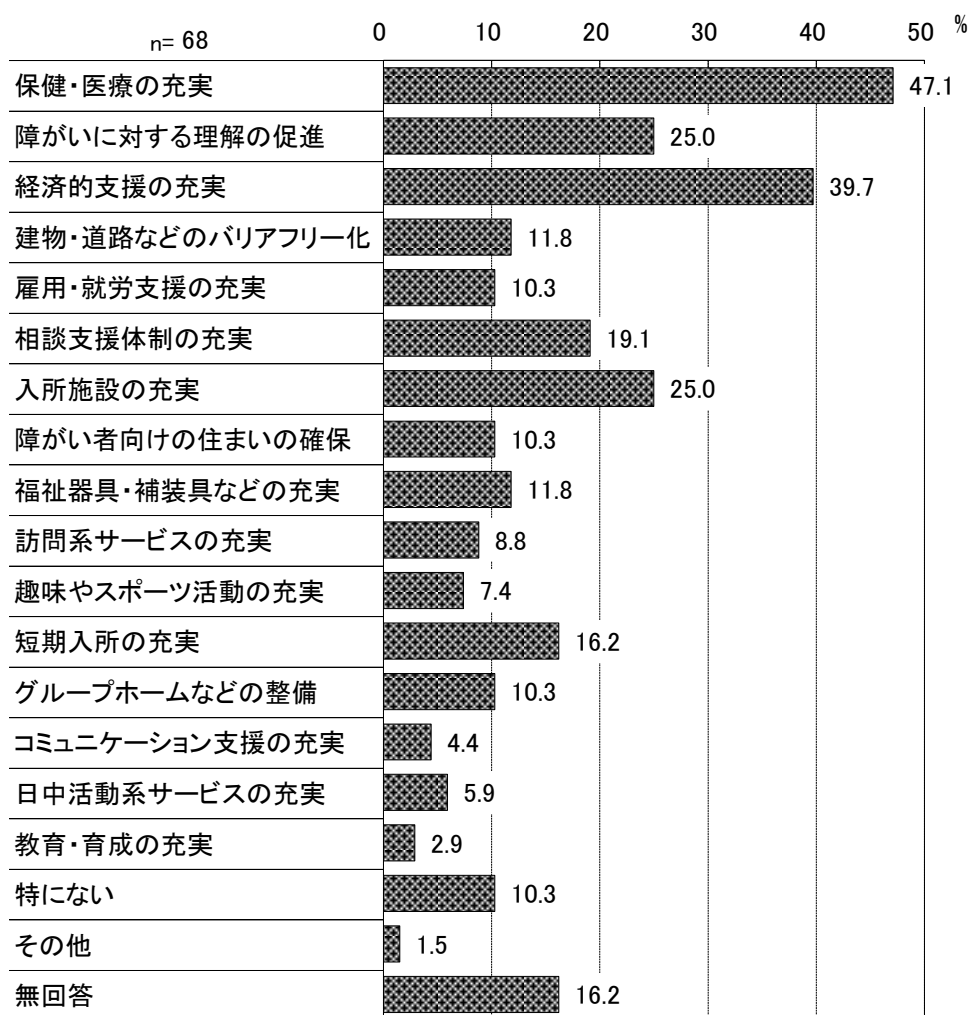
■福祉サービスの利用希望



(10) 今後の施策への希望

障害者施策で力を入れてほしいことについては、「保健・医療の充実」が47.1%と最も多く、次いで「経済的支援の充実」が39.7%、「障害に対する理解の促進」「入所施設の充実」のそれぞれが25.0%、次いで「相談支援体制の充実」、「短期入所の充実」などとなっています。

■障害者施策で力を入れてほしいこと



7 ヒアリング調査結果の概要

本計画の策定に際しては、障がいのある人に関わりのある福祉サービス提供事業者や当事者団体などに運営上の課題、行政への要望または提言などについて、ヒアリング調査を実施しました。主な概要は以下のとおりです。

<調査方法>

- 調査実施：新型コロナウイルス感染症感染予防のため、事前調査用紙（ヒアリングシート）送付・回収形式によるヒアリングを実施
- 調査期間：令和2年10月
- 調査回答事業所等：セケ宿町高齢者生活福祉センター
グループホームセケ宿こもれびの家

■ヒアリング調査結果要旨

項目	内容
施設の運営上の課題、今後の展望、行政への要望など	・入所希望（待機）者がいない。
	・近年、障害福祉サービス（居宅介護）事業については利用者が皆無となっている。要因としては、サービスを利用した方が65歳を過ぎると制度上、介護保険サービス（通所・訪問）に移行しなければならない仕組みとなっている事から、移行している状況である。
	・新規利用者は今後もないと考えられる事から、本会としては介護保険事業に注力していく考えである。
障がいのある人が地域生活を営む上での課題や必要性など	・障害のある人は課題や必要なことがそれぞれ違うので、画一的に課題や必要なことを相談できる窓口があったとしてもなかなか相談することはないと思う。
	・例えば障害のある人から相談を受けた人が相談できる窓口があればよい。
医療ケアの状況や地域での暮らしについて	・診療所しかなく、大きな病気をした際の通院が大変。
災害時の課題や必要なことなどについて	・避難訓練を通じて協力体制は町と築けているが、災害時に外に逃げた後の待機場所がない。
障がい者福祉施策や福祉サービスへの意見・要望	・町の障がい者の方の活動を知る機会（交流等）があればよい。



第3節 計画の理念と体系

1 計画の基本理念

本町では、障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法に基づき、障がいの有無にかかわらず、主体的に社会活動に参加し、住民だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し各種施策を展開しています。

本計画においても、このような社会の実現に向け、障がいのある人が自らを最大限発揮し、自分らしく生き生きとした生活が送れる社会をめざして、前計画に引き続き「だれもが快適に、自分らしく生活できる、支え合いのまちづくり」を基本理念として、その実現を図っていくものとします。

【基本理念】

**だれもが快適に、自分らしく生活できる、
支え合いのまちづくり**

2 障がい者計画の基本目標

本計画における基本理念の実現に向けて、以下の6つの基本目標を設定し施策を展開します。

(1) 保健・医療の推進

本町において最も要望の高い分野であり、乳幼児期における障がいの早期発見・療育の充実から、障がいの原因となる疾病の予防や健康づくり、高齢化や障がいの重度化などへの対応とともに、町外の医療機関と連携し地域医療の充実に努めます。

(2) 保育・教育の充実

障がいのある児童の個々の障がいの特性に配慮し、教育、保健、福祉、医療等の関係者が連携しながら、乳幼児期から成人期までの一貫・継続した支援や教育ができるよう、取組を進めていきます。



(3) 雇用・就業、経済的自立の支援

障がいのある人が地域で自立し、自分らしい生活を送ることができるよう、障害者雇用に向けた普及啓発、関係機関と連携した雇用の場の確保に努めます。また、経済的支援及び負担の軽減を目的とした各種制度の周知を図ります。

(4) 自立生活に向けた支援の充実

障がいのある人の日常生活にかかわる様々な相談事を気軽に相談できるよう、保健センターや地域包括ケアシステムを活用した相談体制の充実に努めるとともに、障がいのある人の社会参加の促進、地域の人によるボランティアの育成に努めます。

(5) 生活環境の整備

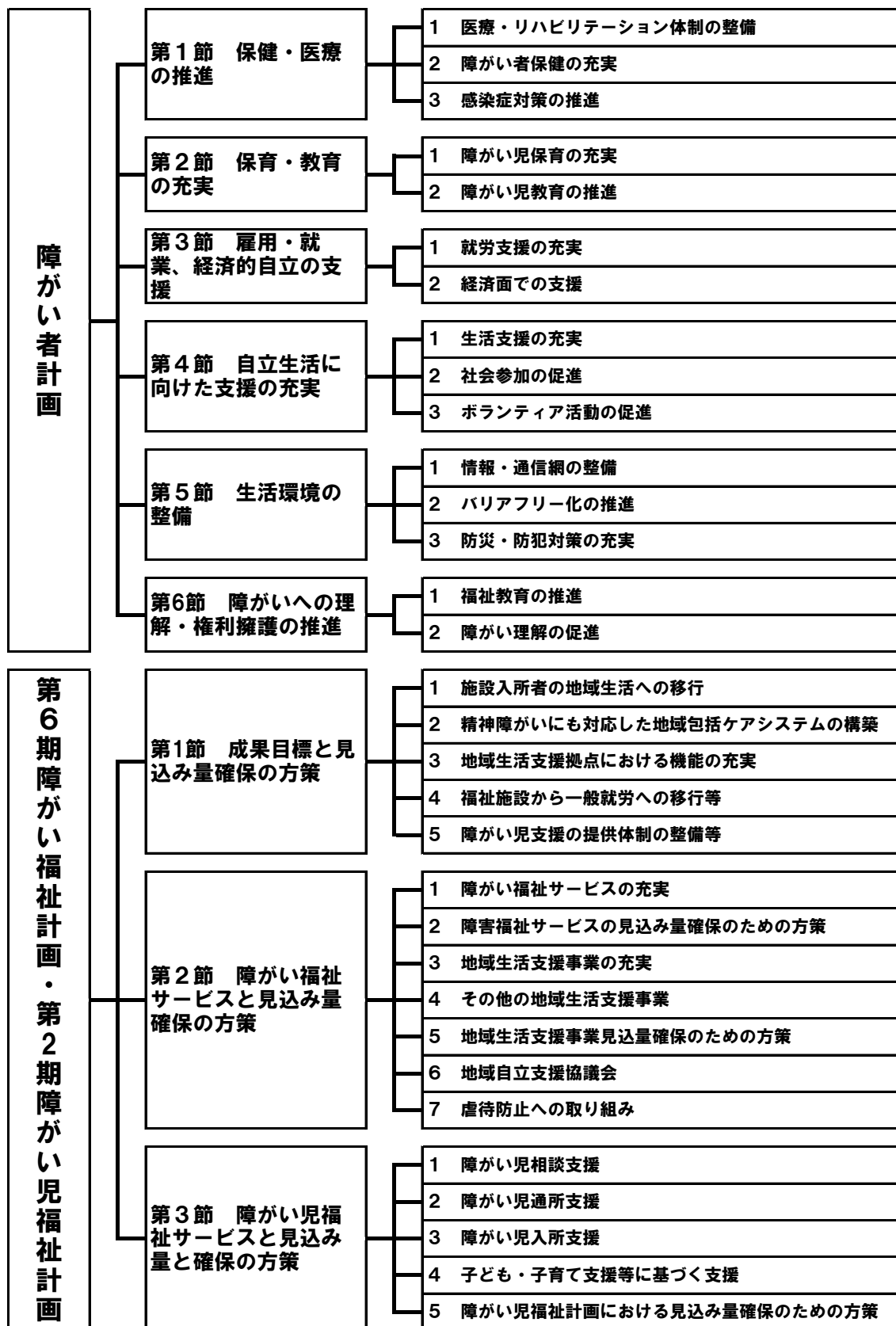
情報提供体制の充実に努めるとともに、ユニバーサルデザインの視点に基づき、障がいのある人や高齢者をはじめ、すべての人が暮らしやすい生活環境の整備を進めます。また、災害時等の緊急時の対応や防犯対策の充実に努めます。

(6) 障がいへの理解・権利擁護の推進

障害者差別解消法の施行も踏まえ、障がいや障がいのある人に対する理解や配慮が促進されるよう理解・啓発の取組みを進めます。また、学校や家庭での福祉教育を推進し、町民の福祉に関する意識の醸成を図ります。



3 施策の体系





第2章

障がい者計画





第1節 保健・医療の推進

《現状と課題》

障がいのある人及び主たる介護者である人の高齢化が進む中で、保健・医療サービスの充実が最も関心の高い項目となっています。

本町で平成29年度に実施したアンケート調査（以下「29年度アンケート調査」という。）でも、障がいのある人の抱えている悩みや不安として、「障がいや健康上の心配、悩み」が最も多く、また、充実すべき相談内容として、「健康・医療に関する相談」が2番目に多くなっていました。

本町には、地域に根ざした専門医がいないことや医療機関が遠いこともあり、医療・リハビリテーションの充実に向けて、町外の医療機関と連携・協力の体制により対応していく必要があります。

本町の身体障害者手帳所持者のうち、「内部障害」の人が4割近く達しており、数も増加傾向にあることから、内部障害につながる疾病の早期発見と予防に向け、健診・検診の周知の充実等により受診率向上を図っていく必要があります。

また、新型コロナウイルス等による健康被害が拡大している中で、感染症や予防接種についての正しい知識を普及し、感染症の発生予防、まん延の防止に向けた取り組みについても進めていく必要があります。

《具体的施策・事業》

1 医療・リハビリテーション体制の整備

（1）医療の充実

必要に応じて七ヶ宿町国民健康保険診療所から専門医につなげる連携を強化し、いつでも安心して医療を受けられる体制づくりに努めます。

（2）精神保健福祉相談（こころの相談）の実施

専門医が訪問し、こころの悩みや精神障がいのある人の社会復帰、福祉サービス等について相談を受けます。また、専門医と七ヶ宿町国民健康保険診療所の医師との連携の強化に努めます。



(3) 機能訓練の充実

保健センター等を活用し、高齢者や身体機能に障がいのある方等を対象に、レクリエーションや体操を通して残存機能の保持に努めるとともに、理学療法士および作業療法士の確保に努め、また、対象者については、訓練場所への移動の点についてもあわせて検討します。

訓練における目標の設定にあたっては、ケアマネジメントの手法を取り入れ、医療との連携の下、一人ひとりのニーズに合わせた支援に努めます。

(4) 医療・介護との連携

保健センター、七ヶ宿町国民健康保険診療所、高齢者生活福祉センターを保健・医療・福祉の拠点として連携の強化に努めます。また、地域医療のきめ細かな対応に向けて、24時間電話健康相談体制や訪問看護体制の一層の拡充を図ります。

高齢者と障がいのある人の高齢化への対応ができるよう、介護保険事業者やケアマネジャーなどの連携による介護保険サービス提供や介護保険と障害福祉両方の制度に対応した一体的な共生型サービス提供の在り方など包括的なサービス提供について検討していきます。

2 障がい者保健の充実

(1) 障がいの早期発見

各種乳幼児健康診査や相談活動等で発達のおまづきなどが発見された乳幼児や経過観察が必要と認められた乳幼児に対して、宮城県中央児童相談所や保育所等との連携した相談・指導を実施することにより、障がいの早期発見に努めます。

健診の必要性を周知して受診勧奨を行うとともに、受診しやすい実施体制の整備に取り組みます。

(2) 障がいの重症化予防

各種健康診査・指導を徹底し、引き続き、障がいの要因となりうる生活習慣病の発病や重度化の未然防止に努めます。

メタボリックシンドロームの該当者・予備軍へ特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防を重点とした健康相談を開催します。



第2節 保育・教育の充実

《現状と課題》

障がいのある子どもに対しては、それぞれの個性を發揮し、その能力を最大限伸ばしていくことができるよう、個々の状態に応じた保育・教育の支援が大切です。

本町では、人口減少が進む中で、少子化の進行も著しくなっていますが、子育て支援の充実に努め、育児相談を活用し、相談・声かけを実施するとともに、保育所における障がい児の受け入れや就学指導に努めています。

就学後には、小・中学校の特別支援学級で、児童・生徒の障がいの状態に応じた教育を行っており、今後も、教育、保健、福祉、医療等の関係者が連携しながら、乳幼児期から成人期までの一貫・継続した支援や教育ができるよう、取組を進めていく必要があります。また、義務教育終了後においても、本人の将来の自立につながるよう適切な進路指導に努めていく必要があります。

《具体的施策・事業》

1 障がい児保育の充実

(1) 療育相談の推進

療育相談に迅速に対応できるよう、保健センターを中心に関係機関のネットワークづくりを推進します。

(2) 受け入れ体制の整備

保育所において、障がい児保育の受け入れ体制の整備を図るとともに、関係機関の連携強化や保育従事者の療育に関する専門知識の向上に努めます。

(3) 育児相談の充実

保健センターでの育児相談や 24 時間電話相談を実施し、育児不安や発達に関する不安の解消に努めます。

(4) 適正な保育、就学指導への支援

保健師が保育所等の職員に対して必要な助言を行うなど、保健、福祉、教育などの連携を密にし、障がい児の適正な保育、就学指導を行い、子どもの発達段階に応じた支援に努めます。

2 障がい児教育の推進

(1) 特別支援教育の充実

特別支援教育担当者等の研修を図り、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに対応した適切な教育支援を図ります。

(2) 障がいに応じた指導の充実

一人ひとりの障がいの状態に応じた指導内容や方法を工夫しながら、交流教育を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、実態に応じた適切な指導・相談の充実を図ります。

(3) 進路指導の充実

義務教育終了後の進路について、一人ひとりに応じた適切な進路指導が行われるよう、学校、障がい者福祉施設、ハローワーク等の連携の場や機会づくりに努めます。





第3節 雇用・就業、経済的自立の支援

《現状と課題》

障がいのある人の地域で自分らしい生活を送るためには、就労の場の確保や経済的自立に向けた支援が不可欠です。

本町では、必要に応じ相談支援専門員による就労支援を行っているほか、広域的な支援として、障害者就業・生活支援センター事業の支援に努めています。29年度アンケート調査では、現在、仕事をしていると回答した障がいのある人は約2割で、仕事の種類については、「農業・林業・漁業（家族従業を含む）」「臨時・パート・アルバイトなど」が多くを占めていました。

町内での就労を進めていくためには、本町のふるさと振興課やハローワークなど、関係機関との連携を一層強化するとともに、行政での雇用や町内企業に対する雇用を促す取り組みを進めていく必要があります。

また、障害者施策で力を入れてほしいことについては、「保健・医療の充実」に次いで「経済的支援の充実」が多くなっていましたが、経済的自立に向けた支援も重要であり、障害基礎年金や医療費の助成制度等について周知広報に努めていく必要があります。


《具体的施策・事業》

1 就労支援の充実

(1) 障がい者雇用に向けたネットワークの構築

県やハローワーク、特別支援学校の広域的ネットワークづくりに加え、仙南地域自立支援協議会（労働部会）や町内の事業所、障がい者団体、関係機関等との連携を強化し、情報の共有化を図るとともに、障がい者雇用の啓発活動に努めます。

また、障がい者雇用について、事業所とハローワーク間の連絡調整を行う場や機会づくりに努めます。



(2) 障がい者雇用の拡大

ハローワーク等と連携し、事業所等に対し、障がい者雇用の意識高揚や各種助成制度・奨励制度の周知および利用を促進するなど、障がいのある人の雇用拡大を図ります。

(3) 職場定着指導の促進

事業所との連絡・連携を深め、県南障害者就業・生活支援センターコノコノなどの専門機関との連携の下、障がいのある人の職場における課題解決を図り、職場定着を促進します。

(4) 福祉的就労の場の開拓

町内および近隣市町の事業所と連携の下、一般就労が困難な障がいのある人の町内での働く場の開拓に努めます。

(5) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

本町における物品及び役務の調達等に関して、障害者就労施設等の受注の機会の確保に向け調達方針を定めます。

2 経済面での支援

(1) 年金・手当等の周知活動

年金（障害基礎年金、障害厚生年金）、各種手当制度（特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等）の内容について広報誌を活用して周知に努め、活用を促進します。

また、障がいのある人に対する経済的負担の軽減を目的とした税制上の軽減措置、交通機関運賃割引制度、放送受信料の減免等の制度の周知及び利用促進を図ります。

(2) 各種医療費の助成制度の活用

各種医療費の助成制度の活用を図ります。



第4節 自立生活に向けた支援の充実

《現状と課題》

障がいのある人が困ったときの相談先について、29年度アンケート調査では、「家族や友人・知人」が最も多く、次いで「相談支援機関（保健センターなど）」、「行政機関（福祉事務所など）」の順となっていました。

保健センターは、相談対応に関する中核的役割を担っているとともに、障がいのある人の望む相談内容の多くが保健・医療に関した事柄であることから、個々の相談に的確に対応し、悩みを解消できるよう専門的な相談対応に一層努める必要があります。

町では、在宅で生活する障がいのある人や高齢者が、より身近な日常生活の場で必要な支援が包括的・継続的に受けられるよう、地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みを進めており、多様な相談に対応し、必要な支援につなげていくことができるよう相談窓口の充実を図っていく必要があります。

また、障がいのある人の社会参加の機会や、身近な地域で障がいのある人や高齢者を支えるボランティアの育成にも努めていく必要があります。

《具体的施策・事業》


1 生活支援の充実

（1）相談支援機能の充実

日常生活に関わる様々な相談事を気軽に相談でき、必要な相談支援に取り組むとともに、サービス提供事業者等との連携から障がいのある人の立場に立った福祉サービスの提供ができるように、相談支援機能の充実を図ります。また、障がいのある人の地域生活への移行や地域定着が図れるよう支援を行うとともに、地域における相談支援、社会参加・自立支援に向けたあらゆる相談に応じられるよう相談・指導・支援体制の充実を図ります。

（2）各種相談の実施

障がいのある人やその家族などが、福祉サービス利用、就労に関しての悩み、対人関係など、日頃の困りごとや悩み事に対して、相談支援専門員等による巡回相談を行います。また、保健センターにて、精神疾患から日ごろのストレスまで、専門医によるカウンセリングを行います。



(3) 障がい福祉サービスの充実

障がいのある人の多様なニーズに対応して町内外のサービス提供事業者などとの連携による良質なサービスと必要量の確保や利用の情報提供に努めるとともに、介護保険事業者との連携による介護保険サービスを含めた包括的なサービス提供に努めます。

(4) 地域生活支援の充実

地域活動支援センター機能の構築に努めて地域生活支援事業の充実を図るとともに、各種サービスの利用促進に努めて、障がいのある人の地域生活支援の充実に努めます。

(5) 地域ケアシステムの構築

在宅で生活する障がいのある人や高齢者等が、住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉分野の関係者により協力・調整を行い、必要な相談支援、最も適したサービスの提供に努めます。

2 社会参加の促進

(1) 障がい者支援サロン事業

保健センターに地域活動支援センター機能を持たせ、知的障がいのある人や精神障がいのある人が集まり、自主的に活動内容等の計画を立て、作業等を行うことにより、自立と社会参加を促進します。


(2) 地域における交流の促進

町内および近隣市町における各種イベントを通じて、障がいのある人同士(保護者)、または障がいのある人と障がいのない人が互いに交流できるよう支援します。

障がいのある人と、障がい者支援に関心のある人を対象に、交流の場所づくりを進めます。

(3) 文化・レクリエーション活動

障がいのある人や高齢者等が趣味や自己表現、仲間との交流などを通じて生活を充実させることができるよう、生涯学習・文化活動の振興を図ります。



3 ボランティア活動の促進

(1) 関係団体との連携

地域福祉活動の中心的役割を担う七ヶ宿町社会福祉協議会、民生児童委員協議会や医療機関、福祉施設との連携を図ります。

(2) ボランティア活動団体の育成と支援

七ヶ宿町社会福祉協議会と協力して、ボランティア組織の形成に努め、コーディネートを主とした組織の継続・運営のための支援を検討するとともに、ボランティア講習会等を開催し、ボランティアの理解と質の向上を図り、活動団体の強化に努めます。

(3) 福祉団体活動への支援

障がいのある人同士が、ともに悩みを相談したり、様々な活動に取り組んだりすることができるよう、当事者活動の育成・支援に努めるとともに、身体障害者福祉協会等に対して活動支援を行います。

(4) ボランティア活動に対する障がいのある人の理解促進

支援を受ける障がいのある人側のボランティアに対する認識を高めるような研修や障がいのある人自身がボランティアに参加できるような機会づくりに努めます。



第5節 生活環境の整備

《現状と課題》

本町では、高齢者や障がいのある人のみならず可能な限りすべての人を対象として、ユニバーサルデザインの視点に基づく暮らしやすい生活環境づくりを進めています。

しかし、平成29年度アンケート調査では、「道路・建物の段差や電車・バス等の乗り降りがたいへん」、「気軽に利用できる移送手段が少ない（福祉タクシーなど）」などの声もあり、引き続き整備に努めていく必要があります。

また、災害時に不安なことについては、「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」、「安全なところまで、すぐ、避難することができない」、「正確な情報がなかなか入らない」などが課題としてあげられていました。

本町では、災害時の救助活動に活用するため、消防等仙南圏域における広域的な連携の下、災害時要援護者リストを作成していますが、災害時の救援活動がスムーズに行えるよう、災害時要援護者の現状把握や情報発信伝達手段の整備、避難誘導や避難生活を支えるための整備を進めていく必要があります。

平成25年6月の障害者基本法の改正により、消費者としての障がいのある人の保護に関する規定が設けられましたが、障がいのある人等を対象とした消費者トラブル防止の取組みについても進めていく必要があります。

《具体的施策・事業》

1 情報・通信網の整備

(1) 情報通信システムの活用と利用の促進

ホームページなどの活用により、情報提供の充実を図るとともに、障がい特性にも配慮した情報伝達方法の多様化を図るなど情報アクセシビリティの向上に努めます。

(2) 住民による情報バリアフリー

七ヶ宿町社会福祉協議会等関係団体とともに、朗読や手話などの活動を支援し、情報バリアフリーの促進に努めます。



2 バリアフリー化の推進

(1) 公共建築物の整備

「七ヶ宿町公営住宅等の整備基準を定める条例」に基づき、障がいのある人等が円滑に利用できるよう建築物の整備に努めます。また、町の公共的施設については、ユニバーサルデザインを取り入れた、だれもが安心して使える環境の整備に努めます。

(2) 民間建築物の整備促進と支援

高齢者や身体障がい者が安心して居住でき、いつまでも快適で生き生きとした生活を送るための住宅を推進（七ヶ宿町バリアフリー住宅推進事業）し、障がいのある人等が円滑に利用できる建築物の整備を促進します。

また、既存の建築物については、必要に応じて調査などを行い、必要な指導助言を行うなど、障がいのある人等が円滑に利用できるよう啓発・普及を図ります。

(3) 道路の整備

だれもが安心して、利用できるよう、道路の整備にあたっては車いす利用者などが安全で快適に利用できる幅の広い歩道の設置や、既存の段差の解消を行うなど、安全でゆとりのある歩行空間を確保します。


(4) 公園等の整備

新設または改良する公園等については、「七ヶ宿町公営住宅等の整備基準を定める条例」に基づき、誰もが安全かつ快適に利用できる空間づくりを促進します。

(5) 住宅の整備

障がいのある人等に配慮した公営住宅などの整備を進めるとともに、既設の公営住宅などについても、段差の解消や手すり設置等の改善を行います。

民間住宅などの整備に対しても、障がいのある人等が円滑に利用できる住まいづくりの啓発・普及を行います。



(6) 交通手段の充実

障がいのある人の社会参加の促進や医療の確保に向けて、交通手段の充実に努めます。

(7) 買い物・見守り等の支援

移動困難者や買い物困難者等を対象とした生活支援、移動販売（御用聞き）を兼ねた見守り支援を強化します。

3 防災・防犯対策の充実

(1) 防災体制の充実

避難場所の確保と整備に引き続き取り組み、地区ごとにハザードマップを作成するとともに、自主防災組織を設置し、避難訓練等を実施し、防災・減災に備えます。

(2) 消防・救急体制の強化

町単独では対応不可能な大規模な災害に対応するため、仙南地域広域行政事務組合との連携による消防・救急体制の強化に引き続き努めます。

(3) 災害弱者対策の充実

避難行動要支援者登録制度の実施により、地域における障がいのある人等の避難行動要支援者情報の把握を行い、自主防災組織との情報の共有化に努めます。

地域での見守りや白石医師会、仙南保健福祉事務所、広域災害医療チーム（DMAT）などと協力による仙南圏域の広域連携・調整を図るとともに、災害派遣精神医療チーム（DPAT）など関係機関との連携を図り、災害時における支援体制づくりを推進します。

障がい特性にも配慮し、災害情報伝達方法の多様化（メールや SNS などの活用）に向けて取り組みます。

(4) 心身両面の健康管理

災害時、必要に応じてメンタルヘルスケア、巡回健康相談等を実施します。

(5) 緊急通報装置の拡充

ひとり暮らしの身体障がいのある人の緊急事態発生に対処するため、引き続き、緊急通報装置の設置を実施します。

(6) 防犯意識の醸成

福祉関係者や地域の支援者の協力を得て、防犯に関する助言や情報提供などを行い、防犯意識の醸成を図るとともに、悪徳商法などの被害を未然に防ぐため、障がいのある人を対象として個別の相談を実施します。





第6節 障がいへの理解・権利擁護の推進

《現状と課題》

平成 28 年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が施行となり、全国で障がいを理由とした差別を解消するための取り組みが進められています。

本町では、七ヶ宿小学校の地域学習や七ヶ宿町社会福祉協議会のイベント等によって、住民の福祉に対する関心の向上に努めており、そうした中で、障がいのある人に対する正しい理解と知識の普及に向けて広報・啓発活動を行っています。

29 年度アンケート調査では、障がいがあることで差別的な扱いを受けた経験のあるという人が 16.2%となっていました。その内容については、「住んでいる家の周りの人達から、差別的な扱いをされたこと」が最も多く、次いで「入所・通所している施設の職員の対応で不愉快な思いをしたこと」があげられています。

障がいや障がいのある人への理解の促進、また合理的配慮などについての理解啓発に向けて更なる広報・啓発活動に努めていく必要があります。

《具体的施策・事業》

1 福祉教育の推進

（1）学校における福祉教育の充実

障がい児への理解を深めるため、交流教育を充実するなど、障がいに対して偏見をもつことのないよう適正な指導に努めます。


（2）家庭における福祉教育の促進

教育委員会や七ヶ宿町社会福祉協議会の協力の下、家庭における福祉教育の拡充を促進します。

2 障がい理解の促進

（1）広報誌によるPR

広報誌によって、障がい者団体や施設、また、特別支援学校等の行事や取り組み等の情報を積極的にPRし、住民の理解と啓発を促します。



(2) 障がいへの理解に向けた研修会の開催

保健センターの障がい者サロンを活用して、障害理解のための講座を随時開催し、広く住民を対象に障がいへの理解と啓発を図ります。

教育機関との連携により、福祉体験や障がい理解に向けた研修会を開催し、できるだけ早い段階から障がいのある人への理解を深めるように努めます。

(3) 障がい者野外活動等支援事業

外出の機会が少ない障がいのある人およびその家族に対して、社会参加を促進するため、職員等の派遣・支援を行います。

(4) 精神障がいの理解促進

保健センターにおいて精神障がい当事者参加の座談会等を実施するなど、精神障がいについての正しい理解、精神保健の知識の普及、啓発を図ります。

(5) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法や障害者雇用促進法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みなどの普及・啓発に努めます。

(6) 権利擁護の推進

知的障がいのある人や精神障がいのある人など判断能力が不十分な方への金銭管理、身元保証人、成年後見制度など権利擁護支援のための取り組みを充実します。

社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度についての理解・周知を図るとともに、相談事業を通して利用の促進を図ります。

(7) 虐待防止の推進

専門性を有する各種関係機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備や障害者虐待防止センター（基幹相談支援センター）を中心にして、障害のある人や児童への虐待の未然の防止に努めるとともに、虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応や再発の防止に取り組みます。






第3章

第6期障がい福祉計画・ 第2期障がい児福祉計画





第1節 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の国の基本指針

1 国の基本理念

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画は、国の障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に関する基本指針に即して、次の7つの基本理念に基づき、計画を策定するものとします。

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組



2 基本的な考え方

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の基本的な考え方は、前述の基本理念を踏まえつつ、次の3つの基本方針のもとに、障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保及び相談支援の提供体制の確保や障がい児支援の提供体制の確保に関する事項、成果目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定める計画としています。

<基本方針>

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保

- ① 地域で必要とされる訪問系サービスの保障
- ② 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- ⑥ 依存症対策の推進

(2) 相談支援の提供体制の確保

- ① 相談支援体制の構築
- ② 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③ 発達障害者等に対する支援
 - i 発達障害者等への相談支援体制等の充実
 - ii 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保
- ④ 協議会の設置等

(3) 障がい児支援の提供体制の確保

- ① 地域支援体制の構築
- ② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③ 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
 - i 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の整備
 - ii 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい児に対する支援体制の充実
 - iii 虐待を受けた障害児等に対する支援体制の整備
- ⑤ 障がい児相談支援の提供体制の確保

第2節 計画の成果目標

1 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画における成果目標の達成状況

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画で設定した成果目標について、その達成状況は以下のとおりとなっています。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行状況

平成28年度末現在の施設入所者数が5人に対して、令和元年度末の現状は4人で、1人の減少となっています。

区分	基準	目標値	実績	見込数	考え方
	平成28年度末	令和2年度末	令和元年度末	令和2年度末	
施設入所者数	5人	4人	4人	4人	令和2年度末の施設入所者数
施設入所者削減見込		1人	1人	1人	平成28年度末時点の施設入所者数削減人数 (平成28年-令和2年)
地域移行者数		1人	0人	0人	平成28年度末の施設入所者がグループホームに移行した数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとして、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を保健所が実施する精神保健福祉ネットワーク会議を協議の場に位置づけて1か所の設置としています。

区分	基準	目標値	実績	見込数	考え方
	平成28年度末	令和2年度末	令和元年度末	令和2年度末	
協議の場の設置状況	0か所	1か所	1か所	1か所	令和2年度末の保健・医療・福祉関係者による協議の場設置状況

(3) 障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等については、令和元年度末現在 1 か所を整備しています。

区 分	基準	目標値	実績	見込数	考え方
	平成 28 年度末	令和 2 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末	
地域生活拠点等の整備状況	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	令和 2 年度末時点の障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備状況

(4) 福祉施設から一般就労への移行状況

福祉施設から一般就労への移行者は、令和元年度現在で 1 人、また、就労移行支援事業の利用者数は、令和元年度現在で 1 人となっています。

区 分	基準	目標値	実績	見込数	考え方
	平成 28 年度末	令和 2 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末	
一般就労移行者数	0 人	1 人	1 人	0 人	令和 2 年度末に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
就労移行支援事業の利用者数	0 人	1 人	1 人	0 人	令和 2 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数（実人数）
就労移行支援事業所数	0 事業所	0 事業所	0 事業所	0 事業所	令和 2 年度末において就労移行率 30% 以上の就労移行支援事業所の数
就労定着支援による職場定着率	80%	80%	0%	100%	就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率 80% 以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制について、令和元年度現在では児童発達支援事業所、保育所等訪問支援を利用できる体制及び主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、医療的ケア児支援のための協議の場の設置、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置の整備検討中です。

区 分	基準	目標値	実績	見込数	考え方
	平成 28 年度末	令和 2 年度末	令和元年度末	令和 2 年度末	
児童発達支援センターの設置	0か所	1か所	0か所	0か所	
体制の整備状況	0か所	1か所	0か所	0か所	令和 2 年度末に保育所等訪問支援を利用できる体制の整備
事業所の確保の状況	0か所	1か所	0か所	0か所	令和 2 年度末に主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所数
	0か所	1か所	0か所	0か所	令和 2 年度末に主に重症心身障がいのある児童を支援する放課後等デイサービス事業所数
協議の場の設置状況	0か所	1か所	1か所	1か所	令和 2 年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置
コーディネーターの配置	0人	1人	0人	0人	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

2 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における成果目標

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画では、計画に記載すべき事項として、計画の実施により達成すべき基本的な目標（成果目標）と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標（活動指標）が定められており、数値目標及び必要なサービス量・確保のための方策を定める必要があります。

（1）施設入所者の地域生活への移行

《国の考え方》

- ・令和5年度末時点で、令和元年度末の福祉施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- ・令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点から1.6%以上削減する。

指 標	基 準	目 標 値	目 標 値 の 考 え 方
	令和元年度	令和5年度末	
施設入所者数	4人	3人	国が定める基本方針に基づき数値を設定。
施設入所者削減見込		1人	削減人数（令和元年—令和5年）
地域移行者数		1人	施設入所者がグループホーム等に移行した数。 国が定める基本方針に基づき数値を設定。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の考え方》

- 令和5年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数を定めるとともに、目標設定及び評価の実施回数を定める。
- 保健、医療、福祉、介護等の関係者ごとの協議の場の参加人数を定める。
- 令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定める。

指 標		項 目	数 値	目標値の考え方
保健・医療・福祉関係者による協議の場	保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	令和3年度末	1回	
		令和4年度末	1回	
		令和5年度末	1回	
	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族の関係者ごとの参加者数	令和3年度末	0人	
		令和4年度末	0人	
		令和5年度末	0人	
	協議の場における目標設定の評価の実施回数	令和3年度末	0回	
		令和4年度末	0回	
		令和5年度末	0回	
精神障害者のサービス種別の利用状況	地域移行支援利用者数	令和3年度末	1人	利用実績に基づき数値を設定。
		令和4年度末	1人	
		令和5年度末	0人	
	地域定着支援利用者数	令和3年度末	0人	利用実績に基づき数値を設定。
		令和4年度末	0人	
		令和5年度末	1人	
	共同生活援助利用者数	令和3年度末	8人	利用実績に基づき数値を設定。
		令和4年度末	8人	
		令和5年度末	9人	
	自立生活援助利用者数	令和3年度末	0人	県内に事業所がなく、利用実績がないことから利用者数0で設定。
		令和4年度末	0人	
		令和5年度末	0人	

(3) 地域生活支援拠点における機能の充実

《国の考え方》

- 令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

指 標	目標値	目標値の考え方
	令和5年度末	
地域生活支援拠点等を確保	1か所	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	3回	国が定める基本方針に基づき数値を設定。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

《国の考え方》

- 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
- 移行実績のうち就労移行支援から一般就労を1.30倍以上とする。
- 移行実績のうち就労継続支援A型から一般就労を1.26倍以上とする。
- 移行実績のうち就労継続支援B型から一般就労を1.23倍以上とする。
- 就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行する者のうち、7割が就労定支援事業を利用する。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の市町村内の事業所を全体の7割以上とする。

指 標	基準	目標値	目標値の考え方
	令和元年度末	令和5年度末	
福祉施設からの年間一般就労移行者数	1人	1人	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
うち就労移行支援利用者数	1人	1人	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
うち就労継続支援A型利用者数	0人	0人	実績に基づき数値を設定。
うち就労継続支援B型利用者数	0人	0人	実績に基づき数値を設定。



指 標	基 準	目 標 値	目 標 値 の 考 え 方
	令和元年度末	令和5年度末	
就労定着支援利用数	0人	1人	実績に基づき数値を設定。
就労定着支援による 職場定着率	0%	100%	実績に基づき数値を設定。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

《国の考え方》

- 児童発達支援センターを各市町村（圏域可）に少なくとも1か所以上設置する。
- すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 主に重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村（圏域可）に少なくとも1か所以上確保する。
- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを各市町村（圏域可）へ配置することを基本とする。

指 標	項 目	目 標 値	目 標 値 の 考 え 方
		令和5年度末	
児童発達支援 センターの設置		0か所	実績及び国が定める基本方針に基づき数値を設定。
保育所等訪問支援を 利用できる体制の構築		1か所	実績に基づき数値を設定。
主に重症心身障がいのある 児童を支援する事業所 数	児童発達支援	0か所	実績に基づき数値を設定。
	放課後等 デイサービス	0か所	実績に基づき数値を設定。
医療的ケア児の協議の 場の設置		1か所	国が定める基本方針に基づき数値を設定。
医療的ケア児等 コーディネーター の配置数		0人	国が定める基本方針に基づき数値を設定。



(6) 相談支援体制の充実・強化等

《国の考え方》

- 令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する。


指 標		項 目	数 値	目標値の考え方
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施		令和3年度末	実施	実績に基づき数値を設定。
		令和4年度末	実施	
		令和5年度末	実施	
地域の相談支援体制の強化	相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	令和3年度末	実施	町内に相談支援事業所の参入を促すとともに、圏域内の事業所との連携・調整し実施。
		令和4年度末	実施	
		令和5年度末	実施	
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	令和3年度末	実施	
		令和4年度末	実施	
		令和5年度末	実施	
	相談機関との連携強化の取組の実施回数	令和3年度末	実施	
		令和4年度末	実施	
		令和5年度末	実施	

(7) 発達障がい者・児等に対する支援

《国の考え方》

- ペアレントトレーニングなどの発達障がい者・児等の家族等に対する支援体制を確保する。

県や関係機関と協力しながら、ペアレントトレーニングやペアレントメンター等の事業について、情報提供に努めます。



(8) 障害福祉サービス等の質の向上

《国の考え方》

- 令和5年度末までに、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築する。

指 標	項目	数値	目標値の考え方
障がい福祉サービス等に係る研修等への町職員の参加人数	令和3年度末	1人	実績に基づき数値を設定。
	令和4年度末	1人	
	令和5年度末	1人	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	令和3年度末	0回	実績に基づき数値を設定。
	令和4年度末	0回	
	令和5年度末	1回	



第3節 障がい福祉サービスの見込み量確保の方策

《現状と課題》

本町では、訪問系サービスの実施は居宅介護のみで七ヶ宿町社会福祉協議会やホームヘルプステーション「ぽかぽか」に依頼し移動支援とあわせて提供しています。

日中活動系のサービスは、デイサービスとして日中一時支援を提供しているほか、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型、療養介護での利用があります。

居住系サービスの利用実績は、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援を実施し、地域生活支援事業（必須事業）については、仙南圏域に基幹相談支援センターを1か所設置して相談支援事業を行っています。

29年度アンケート調査結果によると、福祉サービスの利用希望については「外出移動支援」への要望が比較的高く、次いで「施設入所」、「短期入所」、「日常生活用具」などへの意向が高くなっており、利用者がサービスを選択するのに十分な提供体制を確保していく必要があります。

また、障がいの重度化・重複化、高齢化への対応を念頭に、常時介護を要する人へのニーズに応じた柔軟な支援が行えるよう、近隣市町や介護保険事業者等との連携を強化しつつ、広域圏におけるサービス提供の確保に努めます。

《具体的施策・事業》

1 障がい福祉サービスの充実

（1）訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

障がいのある人のために、居宅における食事、入浴、または排泄の介護等を行う居宅介護（ホームヘルプ）の支援を図ります。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人のために、居宅における食事、入浴、または排泄の介護および外出時における移動中の介護を行う重度訪問介護の支援を図ります。

③行動援護

重度の知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がいのある人等が外出する際に、移動中の介護を行う行動援護の充実を図ります。

④同行援護

移動に著しい困難のある視覚障がいのある人を対象に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。

⑤重度障害者等包括支援

常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障がい福祉サービスによって包括的に支援します。

【訪問系サービス見込量】

			実績		見込	計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数 (人/月)	実績	3	1	1	1	1	1
		計画	2	2	1			
	サービス量 (時間/月)	実績	14	10	15	15	15	15
		計画	45	45	30			
重度訪問 介護	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	サービス量 (時間/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
行動援護	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	サービス量 (時間/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
同行援護	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	サービス量 (時間/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
重度障害 者等包括 支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	サービス量 (時間/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			



			実績		見込	計画		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問系サービス合計	利用者数 (人/月)	実績	3	1	1	1	1	1
		計画	2	2	1			
	サービス量 (時間/月)	実績	14	10	15	15	15	15
		計画	45	45	30			

【見込み量の考え方】

- ・居宅介護については、利用実績を踏まえ、年に1人の利用で見込みます。高齢化に伴い、介護保険事業者との連携を強化し、介護保険サービスも含めた、包括的な提供に努めます。
- ・重度訪問介護及び行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援については、実績がないことから見込まないこととします。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

昼間、障がいのある人の支援施設等において、食事、入浴、または排泄の介護、創作的活動または生産活動の機会を提供する生活介護の充実を図ります。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、施設で一定期間身体機能または生活能力向上のために必要な訓練等を行う自立訓練（機能訓練・生活訓練）の充実を図ります。

③就労移行支援

就労を希望する障がいのある人に一定期間にわたり、就労に必要な訓練等を行う就労移行の支援を図ります。

④就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人で、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な人を対象に、一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを行います。



⑤就労継続支援（B型）

企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人や、就労移行支援事業を利用したが企業等や就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった人を対象に、雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを行います。

⑥就労定着支援

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

⑦療養介護

昼間、医療を要する障がいのある人を病院等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話を行う療養介護の充実を図ります。

⑧短期入所（福祉型・医療型）

居宅において介護を行う人が疾病等の理由により介護できない時、障がいのある人が施設へ入所でき、食事、入浴、または排泄の介護を行う短期入所（ショートステイ）の充実を図ります。

【日中活動系サービス見込量】

			実績		見込	計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数 (人/月)	実績	4	4	3	4	4	4
		計画	5	5	5			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	86	86	64	86	86	86
		計画	152	152	152			
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			



			実績		見込	計画		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
就労移行 支援	利用者数 (人/月)	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	23	16	20	19	19	19
		計画	23	23	22			
就労継続 支援A型	利用者数 (人/月)	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	22	22	22	23	23	23
		計画	23	23	23			
就労継続 支援B型	利用者数 (人/月)	実績	7	6	6	6	6	6
		計画	7	7	7			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	145	120	148	120	120	120
		計画	134	134	134			
就労定着 支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	1	1	1	1
		計画	0	0	0			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	0	0	1	1	1	1
		計画	0	0	0			
療養介護	利用者数 (人/月)	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	31	31	31	31	31	31
		計画	30	30	30			
短期入所 (ショートステイ) (福祉型)	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
短期入所 (ショートステイ) (医療型)	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			



【見込み量の考え方】

- 生活介護については、実績と今後の高齢化による増加を踏まえて各年度4人、86時間の利用で見込んでいます。
- 自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）、就労定着支援、短期入所（福祉型・医療型）については、実績がないことから見込まないこととします。
- 就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）については、実績を踏まえて就労移行支援と就労継続支援（A型）のそれぞれが各年度1人、就労継続支援（B型）が各年度6人の利用で見込んでいます。
- 就労定着支援については、利用実績を踏まえて、各年度同じく1人の利用で見込んでいます。
- 療養介護については、実績を踏まえて、各年度同じく1人の利用で見込んでいます。



(3) 居住系サービス

①自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用していた人を対象に、巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

②共同生活援助（グループホーム）

介護が必要でない知的障がいのある人や精神障がいのある人で、就労または自立訓練、就労移行支援等を受けている方が、共同生活の場において日常生活上の世話等を受けられる共同生活援助（グループホーム）の支援を図ります。

③施設入所支援

生活介護を受けている方で、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、また、自立訓練、就労移行支援を受けている方で、その生活能力から単身生活が困難で、地域の社会資源の状況から、通所することが困難な方に、一定期間にわたり利用者が就労移行支援を効果的に利用できるよう、夜間における居住の場を提供する施設入所の支援を図ります。

【居住系サービス見込量】

			実績		見込	計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	実績	8	8	8	8	8	8
		計画	8	8	8			
施設入所支援	利用者数 (人/月)	実績	4	4	3	4	4	4
		計画	5	5	5			

【見込み量の考え方】

- ・自立生活援助については、グループホームの利用者の状況を踏まえて見込まないこととします。
- ・共同生活援助については、利用実績を踏まえて各年度8人の利用で見込んでいます。
- ・施設入所支援については、現時点で3人の入所者となっており、横ばいとなっていることから現状を踏まえて、各年度同じく4人で見込んでいます。



(4) 指定相談支援サービス

①計画相談支援（サービス利用計画作成）

障がいのある人や保護者、家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整を行うほか、サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、モニタリング等を行います。

②地域移行支援

施設に入所している障がいのある人、精神病院に入院している精神障がいのある人に住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。

③地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等への相談・緊急訪問・緊急対応等を行います。

【指定相談支援サービス見込量】

			実績		見込	計画		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	実績	2	1	2	3	3	3
		計画	7	7	7			
地域移行支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	1	1	0
		計画	0	0	0			
地域定着支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	1
		計画	0	0	0			

【見込み量の考え方】

- 計画相談支援については、利用実績を踏まえて、各年度3人の利用を見込んでいます。
- 地域移行支援及び地域定着支援については、実績がない状況ですが圏域における利用状況を踏まえて、地域移行支援が令和3年度と令和4年度で1人、地域定着支援が令和5年度で1人の利用を見込んでいます。



(5) その他の障がい福祉サービス

①補装具費支給事業

失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具の購入および修理に要した費用の一部を助成します。

②自立支援医療（更生医療）

身体障がいのある人の障がいを除去、軽減することにより、日常生活や社会生活の向上を図るための医療費を一部助成します。

③在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成

在宅酸素療法を必要とする呼吸機能障がいのある人に対し、酸素濃縮器の利用にかかる電気料金の一部を助成します。

2 障害福祉サービスの見込み量確保のための方策

◇すべての障がいのある人のニーズに応じたサービスを提供できるよう、広報やホームページ等により、より一層の情報提供を行います。

◇近隣市町村の広域的な生活圏域レベルでの事業者参入を促すため、事業者に対し必要な情報の提供や助言等を行います。

◇一般就労を推進するため、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、雇用する側に対して障がい理解が得られるよう広報・啓発活動に努めます。

◇地域における障がいへの理解や連携の向上を図り、地域生活への移行が円滑に進むように努めます。

◇地域生活支援事業等と調整を図り、効果的かつ効率的なサービスの提供に努めます。

◇サービス利用計画作成の対象者の拡大に対応できるよう、民間事業者と連携し相談支援の提供体制の整備に努めます。



3 地域生活支援事業の充実

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対し、障がい者サロン等において障がいのある人等に対する理解を深めるための講座の開催その他の研修・啓発事業を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

(3) 相談支援事業

①障がい者相談支援事業

保健センター、七ヶ宿町国民健康保険診療所、高齢者生活福祉センターを保健・医療・福祉の拠点として連携の強化に努めるとともに、保健センターを相談・支援機能を中心とした総合相談拠点として位置付け、町民が利用しやすく、わかりやすい相談・支援が行えるよう総合窓口の充実に努めます。

また、圏域内の障がい福祉サービス提供事業所との連携の下、引き続き、障がい特性に応じた専門的な相談対応を図ります。

②基幹相談支援センター

仙南圏域に設置している基幹相談支援センターにおいて、障がいのある人などの相談、情報提供、助言を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援を行います。

③居宅入居等支援事業

一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら、保証人がいない等の理由で入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等にかかる支援を行います。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの人々の権利擁護を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

障がいのある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、県聴覚障害情報センター（宮城県聴覚障害者協会）と協力して、手話通訳者または要約筆記奉仕員を派遣し意思疎通の円滑化を図ります。

(7) 日常生活用具給付事業

在宅の障がいのある人に対し、介護支援ベッド等の日常生活用具を給付し、日常生活の利便を図ります。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい児・者に対し、外出のための支援を行います。

(9) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活又は社会生活を支援するため、近隣市町村及び県聴覚障害者協会と協力し、手話奉仕員を養成します。

(10) 地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るため、保健センターの障がい者サロンを活用し、創作、交流活動を継続的にを行います。

また、保健センターにおける自助グループへの支援や障がいのある人へのサロンの開放によって対応を図ります。

【地域生活支援事業の見込量】

		実績		見込	計画			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
理解促進・啓発事業								
理解促進・啓発事業	実施有無	実績	実施なし	実施なし	実施なし	実施	実施	実施
		計画	実施	実施	実施			



		実績		見込	計画			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
自発的活動支援事業								
自発的活動支援事業	実施有無	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		計画	実施	実施	実施			
相談支援事業								
障害者相談支援事業	実施か所数(か所)	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1			
基幹相談支援センター	実施か所数(か所)	実績	1	1	1	1	1	1
		計画	1	1	1			
相談支援機能強化事業	実施有無	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		計画	実施	実施	実施			
住居入居等支援事業	実施有無	実績	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
		計画	実施なし	実施なし	実施なし			
成年後見制度利用支援事業								
成年後見制度利用支援事業	利用件数(件/年)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
成年後見制度法人後見支援事業								
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	実績	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし
		計画	実施なし	実施なし	実施なし			
意思疎通支援事業								
意思疎通支援事業	利用者数(人/年)	実績	0	0	0	1	1	1
		計画	1	1	1			
日常生活用具給付等事業								
日常生活用具給付等事業	合計利用件数(件/年)	実績	24	24	24	26	26	26
		計画	26	26	26			
移動支援事業								
移動支援事業	利用者数(人/年)	実績	2	2	2	2	2	2
		計画	1	1	1			
	利用時間数(時間/年)	実績	14	15	13	16	16	16
		計画	47	47	47			
手話奉仕員養成研修事業								
手話奉仕員養成研修事業	利用者数(人/年)	実績	2	0	0	3	3	3
		計画	1	3	3			





		実績		見込	計画			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
地域活動支援センター事業								
地域活動支援センター事業	実施か所数 (か所)	実績	0	0	0	1	1	1
		計画	0	0	0			
	利用者数 (人/年)	実績	0	0	0	36	36	36
		計画	0	0	0			

【見込み量の考え方】

- 相談支援事業は、基幹相談支援センターの1か所で見込んでいます。
- 成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業については、実績がないことから見込まないこととします。
- 意思疎通支援事業は、実績はないが今後のニーズに対応できるように各年度同じく1人の利用で見込んでいます。
- 移動支援事業は、実績を踏まえて各年度同じく2人の利用で見込んでいます。
- 日常生活用具給付等事業（合計）は、各種用具等の利用実績を踏まえ合計件数で各年度26件の利用で見込んでいます。
- 手話奉仕員養成研修事業は、今後の事業予定から令和5年度末で3人の登録を見込んでいます。
- 地域活動支援センター事業は、保健センターで実施している障がい者サロンを位置づけにして、各年度同じく1か所で見込みます。

4 その他の地域生活支援事業

(1) 訪問入浴サービス事業

入浴が困難な重度の身体に障がいのある人を対象に、居宅に移動入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを提供できるよう、事業所の確保に努めます。

(2) 日中一時支援事業

障がい児・者の日中における活動の場を確保し、障がい児・者とその家族の生活を支援します。





(3) 自動車運転免許取得・改造費助成事業

障がいのある人が就労等の社会活動へ参加するために必要な自動車運転免許取得費用の一部を助成します。また、肢体不自由の身体障がいのある人に対しては、自動車改造の費用の一部も助成します。

5 地域生活支援事業見込量確保のための方策

◇障がいのある人や保護者等からの一般的な相談支援、サービス等利用計画に関する支援、障がいのある人の地域移行・地域定着などにかかる相談支援体制のさらなる充実を図ります。

◇地域生活支援の各事業においては、既存サービスの一層の充実を図りながら、各サービスについて新たな利用者ニーズの把握に努め、関係機関・団体等との連携によるサービスの質の向上を図ります。

6 地域自立支援協議会

仙南広域圏において2市7町共同で設置している「仙南地域自立支援協議会」で、地域における支援体制の問題点や課題等をもとに、障がいのある人を相談支援するネットワークの充実を図るために、労働部会、くらし支援部会、相談支援部会及び子ども支援部会の4つの部会による協議等を行います。

また、計画相談支援の充実に向け、仙南地域障がい者基幹相談支援センターと共に、相談支援専門員に対する支援を行います。

7 虐待防止への取り組み

障害者虐待防止法の施行により、七ヶ宿障がい者虐待防止センターの機能の一部を白石陽光園に委託し、仙南地域障がい基幹相談支援センターに機能を附加して実施しています。障がい者虐待への対応として、関係機関との連携強化により相談支援の体制を充実するとともに、虐待防止に向けた理解啓発を推進しながら、虐待の未然防止と早期発見に努めます。

また、本町では、関係機関と連携し、仙南地域障がい基幹相談支援センター機能を活用しながら障がいのある人などに対する虐待の未然の防止に努めるとともに、虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応や再発の防止に取り組みます。



第4節 障がい児福祉サービスの見込み量と確保の方策

《現状と課題》

障がいのある児童への支援は改正児童福祉法（平成 24 年4月1日施行）に一本化され、児童デイサービスの児童発達支援への制度変更、保育所等訪問支援の新設によって、家族支援も含めた早期からの支援が可能となる体制整備が進められています。

この「障害児福祉計画」では、児童福祉法に基づく障がいのある児童を対象としたサービスに関する事業について、実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策を定めます。

ただし、第1期計画期間中においては、町内に該当する児童がいなかったために、障害児相談支援、障害児通所支援事業の各サービスについては、利用実績はありません。

《具体的施策・事業》

1 障がい児相談支援

（1）障害児相談支援

児童の保護者から依頼を受けた指定障害児相談支援事業者が、支給決定前に「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行い、「障害児支援利用計画」の作成を行うほか、一定期間ごとに支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、「障害児支援利用計画」の見直しを行います。

2 障がい児通所支援

（1）児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

（2）医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。



(3) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

(4) 放課後等デイサービス

小学校から中学、高校までの学校に通う障がい児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

(5) 保育所等訪問支援

児童指導員や保育士、臨床発達心理士、作業療法士等が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障がい児本人や保育所等のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

3 障がい児入所支援

(1) 福祉型障害児入所支援

障がい児について、入所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

(2) 医療型障害児入所支援

知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児について、入所により日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、治療等を行います。

【障がい児のサービス見込量】

		実績		見込	計画			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障害児相談支援								
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	1	1	1
		計画	0	0	0			



		実績		見込	計画			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
障害児通所支援								
児童発達支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	1	1	1	1
		計画	0	0	0			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	0	0	4	4	4	4
		計画	0	0	0			
医療型児童発達支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	1
		計画	0	0	0			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	0	0	0	0	0	4
		計画	0	0	0			
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			
	サービス量 (利用日数/月)	実績	0	0	0	0	0	0
		計画	0	0	0			

【見込み量の考え方】

- 障害児相談支援は、実績がない現状ですが、今後の利用ニーズを考慮し各年度同じく1人の利用で見込んでいます。
- 児童発達支援は、令和2年度からの実績を踏まえて各年度同じく1人の利用で見込んでいます。
- 放課後デイサービスは、実績がない現状ですが、今後の利用ニーズを考慮し令和5年度に1人を見込んでいます。
- 医療型児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援については、利用実績がなく、今後も利用ニーズがないことから見込まないこととします。



4 子ども・子育て支援等に基づく支援

(1) 障がいの早期発見と支援体制の充実

母子保健事業での乳幼児健診や相談事業を通じて支援の必要性が高いと判断された子どもについて、保護者の障がいに対する気付きや受容を促すとともに、親子を対象とする支援を充実します。

(2) 障がいのある児童の保育

保育所において、障がい児保育の受け入れ体制の整備を図るとともに、関係機関の連携強化や保育従事者の療育に関する専門知識の向上に努めます。

5 障がい児福祉計画における見込み量確保のための方策

◇障がいのある児童に対するサービスでは、現在、実績がない状況ですが、新たな利用者の出現に際して、情報提供を行い適切なサービスが提供できるように努めます。

◇子ども子育て支援法に基づく支援については、早期療育体制の充実をはじめ、障害児保育、放課後児童クラブでの対応が図れるように取り組んでいきます。





第4章 計画の推進



第1節 庁内推進体制の整備

本計画の推進にあたっては、保健、医療、福祉、教育、就労等の関係する課との連携を強化し、横断的な実施体制の下に取り組みを進めます。

第2節 国・県・近隣市町村との連携

本計画に定めた各種事業の推進にあたっては、国・県・近隣市町村との連携を図り、仙南広域圏で協議を進めながら総合的な施策の推進に取り組みます。

第3節 計画の進行管理

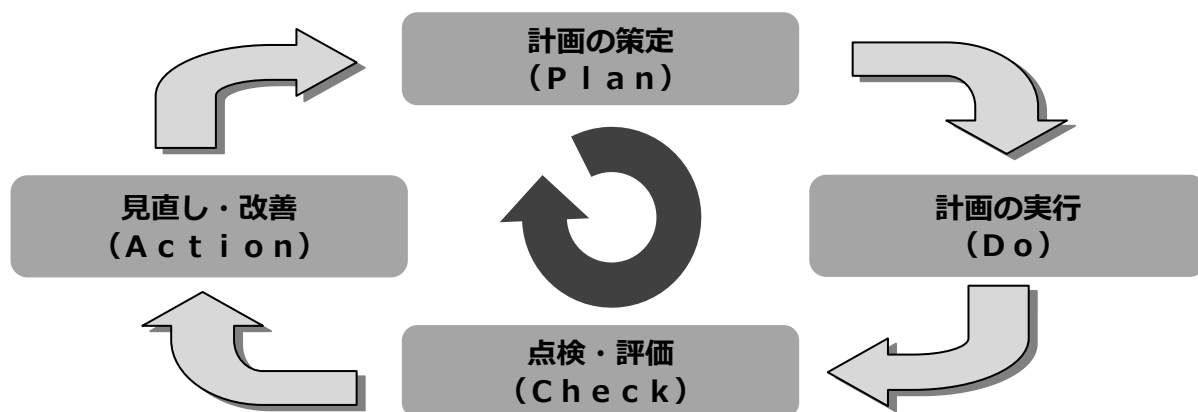
仙南地域自立支援協議会において本計画にかかる施策・事業の円滑な推進を図るとともに、進捗状況の把握と評価を行い、障がいのある人のニーズに沿ったサービスの確保に努めます。

第4節 計画の達成状況の点検と評価

計画の達成状況について、仙南地域自立支援協議会で点検・評価を行い、進行管理を行います。また、障がい福祉サービス等の実態や国・県の動向、近隣市町村の実施状況なども踏まえ検証します。

また、計画の進行管理にあたっては、計画 Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するPDCAサイクルを用いて点検・管理を行います。


■PDCAサイクルに基づく計画の推進





資料編





◆七ヶ宿町障がい者計画（障がい福祉計画）策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 七ヶ宿町における障害者福祉の推進を図る障がい者計画及び障がい福祉計画の策定に際し、広く町民の意見を反映させるため、七ヶ宿町障がい者計画(障がい福祉計画)策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、障がい者計画及び障がい福祉計画の策定に関し、調査及び検討し、七ヶ宿町長(以下、町長という。)に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員 10 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい者団体関係者
- (2) 学識経験者・保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 企業・行政関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とし委嘱の日の属する翌年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)


第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の中から互選により選任する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が選任されていない場合は、これを町長が招集する。



2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

◆七ヶ宿町障がい者計画（障がい福祉計画）策定委員会委員名簿

（敬称略）

委員区分	委員氏名	所属	備考
障害者団体関係者	小笠原 吉一	当事者（障害者サロン支援員）	
学識経験者	加川 知枝	県南生活サポートセンター アサシテ 仙南地域障害者自立支援協議会 事務局 暮らし支援部会長 相談員	
保健医療関係者	上野 聖平	宮城県立精神医療センター 主任医長	
福祉関係者	白地 晃	七ヶ宿こもれびの家・ゆりの里七ヶ宿施設長 仙南地域障害者自立支援協議会委員	
	今野 誠	社会福祉協議会 事務局	
行政	佐藤 悠里江	保健師（保健センター）	

◆計画策定の経過

実施年月日	作業内容等
令和年 10 月	七ヶ宿町障がい者計画・障がい福祉計画等に関するヒアリング調査の実施 対 象：福祉サービス提供事業者及び当事者団体者団体等
令和3年2月16日	七ヶ宿町第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定委員会の開催
令和3年3月23日	庁議 七ヶ宿町第4期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の決定



◆用語説明

あ

医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為のこと。

か

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

高次脳機能障がい

病気（脳血管障がい、脳症等）や事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために言語・思考・記憶・学習等の面で起こる障がいのこと。脳の中の障がいのため、一見してその症状を認識することが困難であり、周囲に十分な理解を得られないことが多い。

さ

社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市区町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、地域福祉活動推進のための様々な活動を行っている非営利の民間組織のこと。

自閉症

社会性の障がいや他者とのコミュニケーション能力に障がい・困難が生じたり、こだわりが強くなる精神障害の一種のこと。

障害者虐待防止法

障がいのある人の虐待の禁止、予防と早期発見による虐待の防止、養護者への支援等を講じるために制定された法律。虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した場合は、速やかに市町村や都道府県に通報する義務も定められている。



障害者基本計画

障害者基本法に基づき、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画のこと。

障害者基本法

障害者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がいのある人に関わる施策の基本となる事項を定め、障がいのある人の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

障害者権利条約

障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定める条約。我が国は平成 26 年 1 月に同条約を批准した。

障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。

障害者総合支援法

平成 25 年 4 月 1 日から、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とされ、障がいのある人の定義への難病等を追加や、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。

情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、利用できること。

身体障がい

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能の障がいの五つに分類されている。



生活習慣病

生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている高血圧、脂質異常症、糖尿病などの疾患の総称。

精神障がい

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者と定義される。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な人について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。

た

地域活動支援センター

障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。

地域自立支援協議会

障がいのある人が障がいのない人と共に暮らせる地域をつくるため、障がい福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向けて協議を行うための会議。

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態のこと。

特別支援学級

主に小中学校で、特別な支援を要する児童・生徒のために設けられた学級です。平成 19 年 4 月 1 日からの特別支援教育完全実施により、これまでの特殊学級に代わって、「特別支援学級」という名称になった。

特別支援教育

障がいのある児童・生徒の自立と社会参加を支援するため、日常生活や学習上の困難を改善または克服するよう、適切な指導や必要な支援を行う教育。



な

内部障がい

疾患などによって内臓の機能が制限される状態で、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能などに障がいのあること。

難病

厚生労働省の難病対策で取り上げられている疾患。原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者（児）の対象に、難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となった。

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動する社会こそが本来のあるべき姿という考え方のこと。

は

発達障がい

乳児期から幼児期にかけて発達の遅れや機能獲得の困難さが生じる心身の障がいで、通常、自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習症、注意欠如多動症その他これらに類する脳機能の障がいのこと。

バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がいのある人の利用にも配慮した設計のこと。車イスで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すり、点字の案内板など。

PDCA

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（見直し）という過程によって業務を継続的に改善していく政策サイクルのこと。



や

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、能力等に関わらず、できるだけ多くの人々が利用しやすい施設、製品、環境等のデザインに配慮した生活環境とする考え方。

ら

ライフステージ

人間の一生を、誕生してから死に至るまでのそれぞれの過程における生活史上の段階に沿って、乳幼児期、学童期、青年期、壮年期、高齢期などに分けたもの。

リハビリテーション

心身に障がいのある人の全人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。

療育

発達障がいなど、さまざまな障がいをもつ子供が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

療育手帳

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。

**七ヶ宿町第4期障がい者計画・第6期障がい福祉
計画・第2期障がい児福祉計画**

令和3年3月発行

発行・制作：七ヶ宿町健康福祉課

〒989-0512 宮城県刈田郡七ヶ宿町字関 94

TEL (0224) 37-2331 FAX (0224) 37-2340
